

顧客同意書

リスク警告

外国為替証拠金取引（FX）や差金決済取引（CFD）などのレバレッジを利用したデリバティブ商品は、お客様の資本に対する重大なリスクが伴います。これらのレバレッジ型デリバティブ商品は、すべての投資家に適しているとは限りません。レバレッジの効果により、利益だけでなく損失も拡大します。レバレッジ型デリバティブ商品の価格は、お客様に不利な方向へ極めて短時間で変動する可能性があります。その結果、投資元本を超える損失が発生する可能性があります。追加の資金拠出を求められる場合があります。

金融商品への投資を決定する前に、投資目的、取引に関する知識および経験、ならびに財務状況を慎重にご検討ください。FXおよびCFD取引は、当該商品のリスクの性質および取引に伴うリスクを十分に理解し、かつ失っても支障のない資金のみを用いて行ってください。必要に応じて、独立した専門の金融アドバイザーの助言を求めてください。

1. 本契約.....	2
2. 口座.....	12
3. 取引.....	18
4. 証拠金.....	26
5. 口座への手数料および入出金の反映.....	29
6. 保証.....	32
7. コーポレートアクション（企業行動）	34
8. 取引の停止および中断.....	35
9. 変更、譲渡および解約.....	35
10. 債務との相殺.....	36
11. マイナス残高保護.....	37
12. 責任および補償.....	38
13. 情報および機密保持.....	39
14. 電子認証に関する利用条件.....	41
15. 紛争解決.....	41
16. 通知および連絡.....	41
17. 準拠法.....	42
18. 分離可能性.....	42
19. 追加措置.....	42

1. 本契約

1.1 はじめに

- a. 本利用規約およびお客様が記入のうえ提出した申込書は、モーリシャス金融サービス委員会（以下「FSC」といいます）により投資ディーラー（フルサービス・ディーラー、引受業務を除く）として登録・認可を受けたUltima Markets (Mauritius) Ltd（以下「当社」といいます。ライセンス番号：GB 23201593。登録事務所の住所：2nd Floor, The Catalyst, 40 Silicon Avenue, Ebene Cybercity, 72201, Mauritius）とお客様との間の顧客契約書（以下「本契約」といいます。）を構成します。
- b. お客様が2名以上の法人または個人により構成される場合、本契約または本契約に基づき予定される取引に関して生じるお客様の権利は、当該各人に連帯して付与され、義務は、当該各人に連帯してかつ各自独立して課されるものとします。
- c. 本契約は基本契約であり、当社がお客様に対して助言を提供する場合または注文を執行する場合に関し、当社とお客様との間で行われる取引に適用される条件を定めるものです。
- d. 本契約は、当事者間で交換され、または締結された他の文書に加えて適用されるものとします。お客様は、本契約およびお客様に適用されるその他の関連文書を十分に確認してください。

本契約に基づきお客様が行う外国為替証拠金取引（Margin FX）および差金決済取引（CFD）は、高いリスクを伴います。これらの取引に関連するリスクの詳細は、当社のリスク開示通知書（Risk Disclosure Notice）に記載されています。お客様は、本契約を締結する前、または当社とのいかなる取引を行う前に、当該リスクを十分に理解していることを確保する必要があります。

申込書を電子メールにより、または当社ウェブサイトを通じて電子的に署名・提出した場合、あるいは本規約への同意を示す行為を行った場合には、お客様は、次の事項を確認したものとします。

- a. 本契約および当社ウェブサイト上に掲載されている最新の法的文書を受領し、これを読み、その内容を理解していること
- b. 当社が本契約の条件に基づき、お客様に対して金融商品および関連サービスを提供することに同意すること

1.2 自己責任による取引

Ultima Marketsは、次の義務を負いません。

- お客様にとっていかなるポジションが適合しているかを確認すること。
- お客様のポジションの状況を監視し、または助言を行うこと。
- お客様が資力または能力を超えて取引を行うことを防止し、もしくはお客様を保護すること。
- 未決済のポジションを決済すること。

1.3 定義および解釈

- 本契約において使用される用語は、文脈または主題と矛盾しない限り、以下に定める意味を有するものとします。

「承諾」または「承諾する」とは、第三者オンラインプラットフォームの場合を除き、お客様または権限を付与された利用者が、電話、電子メール、対面、またはオンラインサービスを通じて、Ultima Markets が提示した取引契約条件を受諾する意思表示することをいいます。

口座評価額とは、Ultima Markets が以下の要素を合算して算出する、お客様口座の通貨建て評価額をいいます。

- Ultima Marketsの顧客資金信託口座におけるお客様口座残高の換算額
- 実現損益および未実現損益
- 決済に要する概算費用（手数料、オーバーナイト金利等）
- 未計上のポジションの評価額

申込書とは、Ultima Markets に口座開設を申請するために、お客様が記入の上、提出する書類をいいます。

権限付与利用者または権限付与者とは、お客様により、Ultima Markets のサービスにアクセスし、またはお客様を代理して注文を発注する権限を付与された者をいい、お客様が任命したファンドマネージャーを含みます。

基本通貨とは、通貨ペアにおける第1通貨をいいます。基本通貨は、為替レートの計算において1の値が付与されます。

買いスワップレートとは、関連する取引日における営業終了時点に、基本通貨に適用される金利をいいます。

CFDとは、差金決済取引（Contract for Difference）をいいます。

お客様とは、本契約に記載されたお客様であり、その子会社、関連会社、承継人および／または譲受人、ならびにその役員、取締役、従業員および代理人を含みます。

顧客契約書とは、記入済みの申込書および本規約をいいます。

営業終了時とは、日本時間23:00をいいます。

決済済みとは、注文の全てまたは一部が終了することをいいます。

決済日とは、注文の全てまたは一部が決済される日をいいます。

決済価値とは、決済日における注文金額をいいます。

コーポレートアクションとは、配当金、株式配当または特別配当の支払い、新株予約権の発行、公開買付け、ボナス株・資本金への振替その他の方法による無償株式の配布、または原資産の所有者に対するその他の申込みもしくは発行、ならびに株式の公開買付け、逆買収、合併、会社分割、上場、上場廃止もしくは上場停止、またはこれらに類する原資産所有者に直接影響を及ぼす事由をいいます。

通貨ペアとは、証拠金FX契約における基本通貨および決済通貨をいいます。

カットオフタイムとは、特定の日に関送金を行うために、当社が確定済み資金を受領する必要がある時刻（AEST）をいい、送金先国ごとに定められます。これらの時刻はウェブサイトに掲載されます。

営業日とは、Ultima Markets が指定する場所において、商業銀行が（外国為替取引を含む）通常業務を行っている日をいいます。

日次口座報告書（Daily Statement）とは、Ultima Markets が日次で発行する口座報告書をいいます。日次口座報告書には、以下の内容が含まれる場合があります。

- a. 未決済のポジション
- b. 新規に建てられたポジション
- c. 口座の開始時点における現金残高ならびに、入金、出金または決済等の口座の変動内容
- d. 当該日の口座終了時残高
- e. 未決済ポジションに係る損益（オープントレードエクイティ）
- f. 口座建通貨におけるポジションの評価額および口座の変動状況（必要に応じて使用された換算レートを含みます）
- g. ロールオーバー益またはロールオーバー費用など、口座に影響を及ぼすその他の項目
- h. 未決済ポジションに係る損益（オープントレードエクイティ）
 - i. 清算価値
 - j. 総必要証拠金額
- k. 証拠金の余剰または不足額

債務不履行事由

- a. 以下の各事由は、デフォルト事由に該当します。
 - i. お客様による作為または不作為。
 - 権限付与利用者による作為または不作為；または
 - お客様による作為または不作為；または
 - 権限付与利用者の従業員、代理人または譲受人（当社に知られているか否かを問わず、また他の自然人またはアルゴリズムツールと共謀しているか否かを問わない）による作為または不作為であって、Ultima Markets の当社独自の裁量により、以下のいずれかに該当すると判断されたもの。
 - 過失；
 - 誤り；
 - 故意の不正行為（コミッション・チャージング、スナイピング、クオートエラーの発生への関与もしくは助長またはそれによる利益の取得、原資産価格の操作、スキャルピング、オフマーケット価格を利用した裁定取引を含みます）；
 - Ultima Marketsが提示するビッド価格またはオファー価格の構築、提供または伝達方法を操作し、または不当に利用することを目的または結果とする電子機器、ソフトウェア、アルゴリズムもしくは取引戦略の使用、または（権限付与利用者であるか否かを問わず）第三者にこれらを使用させること；

- 他のお客様と同一の電子識別情報（例：IPアドレス）を使用していること、または他のお客様との通信；
 - 過度なレバレッジの使用；
 - マネーロンダリング；
 - 不審な取引活動；
 - 約定保証の悪用を目的として反対売買注文を発注すること；
 - 法令違反；または
 - 本契約のいずれかの条項に違反すること。
- ii. お客様またはその保証人が支払不能または破産となった場合；
- iii. お客様が死亡した場合、または意思能力を喪失した場合。
- iv. お客様が、本契約に基づきいずれかのポジションに関して支払期限までに必要な証拠金または支払義務額を提供しない場合、または当該ポジションに関して Ultima Markets が保有する証拠金が必要証拠金額を下回った場合；
- v. お客様が、本契約に基づく表明、保証もしくは誓約のいずれかに違反した場合、または本契約のその他の重要な条項に違反した場合、ならびに本契約に関連して Ultima Markets に提供された情報が不正確または誤解を招くものである、もしくはその後そのような状態となった場合；
- vi. Ultima Markets に対して支払うべき手数料、費用その他の支払金額が、本契約に従って支払われない場合；
- vii. いずれかの時点において、または一定期間にわたり、お客様と連絡が取れない場合、または Ultima Markets からの通知もしくは通信に応答しない場合；
- viii. Ultima Markets が、本契約に基づく自己の権利を保護するために合理的に必要であると判断した場合；
- ix. Ultima Markets が規制当局またはその他の権限ある機関から要請を受けた場合；
- x. お客様の口座残高が最低必要証拠金額を下回った場合；
- xi. 紛争が発生した場合、または訴訟が提起され、当該訴訟の対象事項または争点に照らし、Ultima Markets が、係属中の間は当該お客様との取引を継続できないと合理的に判断した場合；
- xii. Ultima Markets が本契約に関連して書面により要求した情報を、お客様が当該要求から10日以内に提供しない場合；
- xiii. Ultima Markets が、お客様がそのポジションに伴うリスクを適切に管理できないと合理的に判断した場合。
- xiv. Ultima Markets が口座に関連してお客様に課した制限または制約（例：注文の種類、数量または金額に関する制限）を、お客様が遵守しない場合。
- xv. 法令またはその解釈の変更により、本契約のいずれかの条項を当社が履行することが違法となった場合；
- xvi. チャージバックが発生した場合。
- b. 法人の場合：
- i. お客様が任意または強制を問わず清算手続に入った場合、または清算人、管財人もしくは管理人が選任された場合；
- ii. 本契約に基づく義務に関して有効な保証および補償契約書が Ultima Markets に提出されていない場合。
- c. 信託の場合：お客様が当該信託の受託者でなくなった場合、または当該信託が終了した場合。

預託金（Deposit）とは、すべての金融商品に関連して、注文の約定時および受渡日前のいずれかの時点において、Ultima Markets の要請に基づきお客様が預託する金額をいいます。当該金額は合意された注文金額の一部前払金であり、顧客資金には該当しません。

金融商品とは、外国為替契約、または原資産の価値に基づく店頭デリバティブ契約（OTCデリバティブ契約）としてお客様と Ultima Markets との間で締結される取引をいいます。

不可抗力とは、以下を含むがこれらに限定されない事由または原因をいいます。天災地変、海難、不可避の航行事故、戦争（宣戦布告の有無を問いません）、破壊行為、暴動、反乱、内乱、国家非常事態（事実上または法律上を問いません）、戒厳令、火災、洪水、サイクロン、地震、地すべり、爆発、電力または水の供給不足、送電網もしくは通信ネットワークの障害、感染症の流行、検疫、ストライキその他の労働争議、収用、政府機関による制限または禁止、法令、規則、命令その他法的拘束力を有する措置、機器の破損または事故、国際法、州法または連邦法その他適用ある法令の変更、ならびに Ultima Markets のハードウェアまたはシステムの損傷。ただし、これらが、お客様または Ultima Markets の作為、不作為、債務不履行または過失に起因する場合を除きます。

自由残高とは、任意の時点において、お客様の口座残高が当該時点における必要預託金額を上回る場合の、その超過額をいいます。

先物CFDとは、価格が先物市場で取引される原資産または金融商品に基づいて算出される契約価値を有するCFDをいいます。

完全ヘッジポジションとは、他の未決済ポジションと同一数量で反対方向に建てられている未決済ポジションをいいます。

保証人とは、申込書において保証人として特定される者をいいます。

ヘッジポジションとは、第3.7条に定める意味を有します。

指図とは、第8.2条に定めるところにより、お客様が金融商品の執行に関連して Ultima Markets に対して行う指図または依頼をいいます。

支払不能事由とは、以下のいずれかに関して講じられる措置をいいます。

- a. お客様の清算、解散または会社更生もしくは管理手続の開始；
- b. お客様が、債権者またはその一部との間で、和解、整理、債務整理契約または債権者の利益のための譲渡を行うこと（ただし、支払能力を有する再編または合併を目的とする場合を除きます）；
- c. 管財人、管財人兼管理人、管理人その他これらに類する者が、お客様またはお客様の資産もしくは事業に関して選任されること、またはこれらを管理もしくは支配すること。

法令等とは、Ultima Markets に適用される国内または外国の法律、規則、判決、裁判所の命令または制裁措置をいいます。

ロング当事者とは、いずれかの注文に関して、取引確認通知書において、原資産またはOTCデリバティブ契約に係る資産を名目上購入した当事者として特定される者をいいます。

マージンコールとは、預託金に加えて、Ultima Markets が当社独自の裁量により決定する追加金額をいいます。

Margin FX契約とは、外国為替証拠金契約をいいます。

時価評価とは、Ultima Markets とお客様との間で締結されたOTCデリバティブ契約について、その当初の契約価値ではなく、現在の市場価値を反映するために日次で行われる再評価をいいます。Ultima Markets は、当社独自の裁量により、日次で当該時価評価額を決定する権利を有します。

合併等事由とは、いずれかの原資産に関して、以下のいずれかに該当する事由をいいます。

a. 原資産と同一種類のすべての発行済証券が、他の法人または個人に移転されること、またはその移転について取消不能の約束がなされる結果を生じる、原資産の再分類または変更；

b. 当該原資産の発行体が、他の者と統合、合併、または拘束力のある株式交換を行うこと（ただし、当該発行体が存続会社となり、かつ当該原資産と同一種類の発行済証券のすべてについて再分類または変更が生じない統合、合併または拘束力のある株式交換を除きます）；

c. 公開買付け、株式交換提案、取得提案、勧誘、提案その他の行為により、いずれかの法人または個人が、原資産と同一種類の発行済証券の50%以上を取得し、またはその他の方法により支配を得ることを目的とし、その結果、当該証券の全て（ただし、当該取得者が既に所有または支配している証券を除きます）の移転またはその移転について取消不能の約束がなされる事由。

通知とは、本契約に基づき、または本契約の目的のために、発せられることが求められ、もしくは認められる通知をいいます。

オンラインサービスとは、第三者オンラインプラットフォームを含むオンライン取引プラットフォームを通じて、お客様が Ultima Markets と取引を行うことを可能とするサービスをいいます。

未決済ポジションとは、お客様が Ultima Markets と取引または契約を締結しており、当該ポジションを解消するためにさらに取引を行う必要がある状態をいいます。

注文とは、適用される取引契約条件に基づき、Ultima Markets とお客様との間で締結される金融商品をいいます。

注文金額とは、いずれかの注文について、注文価格またはレートに注文数量を乗じた金額をいいます。OTCとは、Over-the-Counter（店頭取引）をいいます。

部分的ヘッジポジションとは、他の未決済ポジションと反対方向であるものの、数量が同一ではない未決済ポジションをいいます。

前回注文金額とは、以下のとおり算出される金額をいいます。

a. 注文契約について初めて注文金額が算定される場合は、当該注文の開始時点における注文金額；

b. その他の場合は、直近の評価時点（Valuation Time）における注文金額。

クオートエラーとは、流動性プロバイダーの誤り、ソフトウェアの不具合、誤記または明白な価格誤りをいい、価格提示の遅延を含みます。

相互義務とは、注文、マージンコールまたは預託金に関連して、Ultima Markets が負うお客様に対する義務をいいます。

基準金利とは、当社の流動性プロバイダーが提示する金利に、Ultima Markets の年率3.5%の取引手数料を加算した金利をいいます。

リテール顧客とは、当社が提供するサービスを受けることを選択した個人または法人をいいます。

セキュリティ情報とは、第3.6条に基づき Ultima Markets が要求する情報をいいます。

売スワップレートとは、関連する取引日における営業終了時点に、決済通貨に適用される金利をいいます。

株式CFDとは、原資産が取引所に上場されている有価証券である金融商品をいいます。

ショート当事者とは、いずれかの注文に関して、取引確認通知書において、原資産またはOTCデリバティブ契約に係る資産を名目上売却した当事者として特定される者をいいます。

適格投資家とは、リテール顧客以外の者をいいます。

スポットCFDとは、その契約価値が、スポット市場で価格が提示される原資産または金融商品に基づいて算出されるCFDをいいます。

不審取引行為とは、Ultima Markets が合理的に形成またはなされた判断により、当該判断が顧客に通知されたか否かを問わず、Ultima Markets のCFDおよび外国為替証拠金取引市場、または当該CFDもしくは証拠金外国為替契約に関連する原資産市場の公正性もしくは適切な機能に影響を及ぼした、または及ぼすおそれがあると判断する行為をいいます。当該行為が違法であるか、または市場濫用に該当するか否かを問いません。不審取引行為には、以下を含みますが、これらに限定されません。

- a. 同一または類似の原資産について、同時期に買いポジションおよび売りポジションを保有する行為が含まれます（口座への資金供給方法の如何を問いません。例えば、個人による入金を含みますが、これに限定されません）。
- b. お客様が原資産市場において当該原資産に関する取引を行っている場合に、当該原資産に関連する注文または注文の組み合わせを行う行為。
- c. 流動性が著しく低下している異常な期間中に、通常より拡大したスプレッドを利用する目的で、市場注文または指値注文によるスキュールピングを行う行為。
- d. 市場終了前または特定の公表事項の発表前に、過度なレバレッジを用いて価格差を利用する目的で、注文または注文の組み合わせを行う行為；
- e. ネガティブバランス保護制度を悪用する意図をもって取引を行う行為；
- f. 搾取的、不誠実、濫用的であると判断される取引行為、または信義誠実の原則に反する取引行為；

スワップ手数料／スワップ受取額とは、第5.1条および第5.2条に定める意味を有します。

スワップフリー口座またはイスラム口座とは、Ultima Markets が当社独自の裁量により提供する口座であって、宗教上の理由から未決済ポジションを翌日に持ち越した場合のロールオーバー金利の支払いまたは受取りができないお客様を対象に設計された、当該お客様のみが利用可能な口座をいいます。

決済通貨とは、通貨ペアにおける第2通貨をいいます。

本規約とは、本利用規約およびこれに付随するすべての別紙、添付書類その他の関連文書をいいます。

第三者とは、Ultima Markets が当該法人のオンライン取引プラットフォーム（以下「第三者オンラインプラットフォーム」といいます）を通じてお客様に追加サービスを提供する目的で、当該法人との間で契約または取り決めを締結している法人をいいます。

第三者オンラインプラットフォームとは、第三者が提供するオンライン取引プラットフォームをいいます。

取引確認通知書とは、お客様と Ultima Markets との間で締結された金融商品の内容を確認するために、双方が署名する文書をいいます。

取引契約条件とは、関連する注文を売買できる価格、時期その他の条件（指図に記載された内容を含みます）であって、Ultima Markets がお客様に対して口頭またはインターネットを通じて提示するものをいいます。

取引日とは、暗号資産CFDを除くすべての資産については、祝日を含む月曜日から土曜日までの日をいいます。暗号資産CFDに関する取引日は、祝日を含む月曜日から日曜日までの日をいいます。

受渡日とは、お客様が選択し、かつ Ultima Markets が承諾した注文の決済日、またはそのような日が定められていない場合には、お客様による注文の約定後に適用される将来の決済日をいいます。なお、当初の決済日について合意により変更された日（前倒しまたは延期された日）もこれに含まれます。

評価時点とは、各日の取引終了時、または Ultima Markets が当社独自の裁量により定めるその他の時点をいいます。

本契約において、「Ultima Markets」、「当社」、「we」、「our」または「us」とは、Ultima Markets LLC、その子会社、持株会社、承継人および/または譲受人、ならびにその役員、取締役、従業員および代理人をいいます。

ウェブサイトとは、Ultima Markets の公式ウェブサイト进行いいます。

ホールセール顧客とは、リテール顧客または適格投資家に該当しない顧客进行いいます。

1.3 お客様による表明および保証

- a. お客様は、以下の事項を表明し、保証します。
 - i. お客様が個人である場合、または複数の個人で構成される場合には、いずれも成年に達し、かつ本契約を締結する完全な行為能力を有していること。
 - ii. お客様が法人または団体である場合には、適法に設立され、有効に存続しており、本契約および締結済みまたは将来締結されるすべての契約を締結するために必要な権限および能力を有していること。
 - iii. お客様が信託の受託者である場合には、適法に受託者として選任されていること、また以下の双方において責任を負うこと。
 - iv. 自己の個人資格および受託者資格の双方において、信託証書が有効であり適用法令に適合していること、ならびに本契約に関連して信託財産から補償を受ける権利を有していること。
 - v. いずれの場合においても、本契約および関連する契約は、お客様に対して法的に有効であり、拘束力を有し、かつ執行可能な義務を構成すること。
- b. お客様は、次の事項を表明し、保証します。
 - i. お客様は、注文を主として事業または投資目的のために行うものであり、個人的、家庭的または消費目的のために行うものではないこと。
 - ii. お客様による本契約の締結および交付ならびに本契約に基づき予定されるお客様のすべての義務の履行は、お客様に適用されるいかなる法令にも違反しないこと。
 - iii. お客様が Ultima Markets に提供するすべての情報は、真実かつ正確であり、完全であること。また、当該情報に変更が生じた場合には、速やかに Ultima Markets に通知すること。

- iv. お客様は、本契約の運用に影響を及ぼすおそれのある事項、またはマージンコールの支払い能力もしくは支払能力の維持に影響を及ぼすおそれのある事項について、継続的に Ultima Markets に開示するものとします。
 - v. お客様は、単独または他者と共同して、本契約に定義する不審な取引行為（Suspicious Trading Activity）に該当する行為を行わないものとします。Ultima Markets が、お客様が不審な取引行為を行っている疑うに足る合理的な根拠を有する場合、Ultima Markets は、お客様の取引口座を一時的または永久に停止し、当該不審な取引に関連して生じた損失をお客様から回収し、かつ／またはお客様の注文を無効とし、関連する利益を取り消す権利を、直ちに行使することができます。
- c. お客様は、以下の事項を認めます。
- i. 口座開設を申請することにより、お客様は本契約を読み、理解したことを認めます。
 - ii. Ultima Marketsは、お客様が行った表明および保証を前提として、本契約に基づき予定される取引を行います。
 - iii. Ultima Marketsは、助言サービスおよび執行のみのサービスを提供しており、最終的な投資判断は常にお客様ご自身の責任となります。
 - iv. Ultima Markets がお客様に助言を提供する場合であっても、当該助言は一般的なものであり、お客様の個別の投資目的、状況またはニーズを考慮したものではありません
 - v. お客様が2つ以上の法人で構成される場合、通知を受領するためのUltima Marketsの主たる連絡先は、申込書に最初に記載された者としてします。
- d. お客様は：
- i. 定期的にインターネットにアクセスできることを確認するものとします。
 - ii. 本契約に定める場合において、Ultima Markets が、お客様が提供した電子メールアドレス宛てに電子メールでお客様に連絡することに同意します。
 - iii. お客様の連絡先情報が常に最新の状態に保たれるよう確保することに同意するものとします。
 - iv. 本契約が英語以外の言語で提供された場合、当該翻訳版は情報提供のみを目的とするものです。本契約の正文は英語とします。本契約の英語版と外国語版との間に不一致が生じた場合には、当該不一致の限度において英語版（<https://www.ultimamarkets.com/pdf/ultima-markets-ltd-mau-client-agreement.pdf>）を優先します。

2. 口座

2.1. 口座の開設

- a. 当社と取引を行うには、事前に有効な口座を保有する必要があります。口座が開設され、かつ入金された資金が当社により確認されたうえでお客様の口座（以下「顧客口座」といいます。）に反映されるまでは、いかなる注文も行うことはできません。お客様は、複数の口座を申請することができます。本契約における「お客様の口座」との記載は、追加口座を含むものとし、「顧客口座」とは、お客様名義のすべての口座を指します。
- b. 口座を開設するには、申込書を提出する必要があります。Ultima Markets は、独自の裁量により、申込みを承諾または拒否することができます。申込みが承諾された場合は、電子メールにて通知されます。Ultima Markets は、適切と判断する理由により、申込みを拒否することができます。
- c. 口座には、入金が確認された資金のみが反映されます。この取扱いは、当初証拠金および追加証拠金の支払いについても同様です。
- d. Ultima Marketsに預託された資金は、モーリシャスの法律に準拠して保持されます。
- e. 口座が開設されていない場合、または入金が確定していない場合であっても、Ultima Markets がお客様による注文の発注を許可したとしても、それにより本契約に基づく Ultima Markets に対するお客様の責任が制限されることはありません。

2.2. 口座情報

- a. お客様は、当社に対して随時提供するすべての情報が真実かつ正確であることを保証し、当該情報に変更が生じた場合には、直ちに当社へ通知するものとします。
- b. お客様は、口座に関連するすべてのセキュリティ情報（ユーザー名、口座番号、ユーザーIDおよびパスワードを含みますが、これらに限定されません）を機密として保持する義務を負います。これらのセキュリティ情報が設定された後は、当該情報を用いて口座を操作する者の権限について、Ultima Markets は確認する義務を負いません。お客様がこれらの情報の機密性が失われたことを認識した場合、またはそのおそれがあると疑われる場合には、直ちに当社へ連絡するものとします。

2.3. アフィリエイトおよび紹介ブローカー

- a. お客様がアフィリエイトまたは紹介ブローカーにより当社へ紹介された場合であっても、当該者が、お客様の口座にアクセスし、お客様に代わって指図を行い、または取引履歴を閲覧することができるものと当然にみなしてはなりません。これらの行為が認められるのは、当該者が正式に権限付与利用者として指定されている場合に限りです。

2.4. 権限付与利用者および権限の範囲

- a. Ultima Marketsは、お客様が第三者に対し、お客様に代わって指図を行い注文を発注する権限を付与すること（以下、当該者を「権限付与利用者」といいます）を受け入れることがあります。権限付与利用者には、アフィリエイト、紹介ブローカー、取引代理人その他お客様が Ultima Markets のサービスにアクセスし、またはお客様に代わって注文を行うことを認めた者が含まれます。これには、お客様が任命したファンドマネージャーも含まれます。お客様と Ultima Markets との間で別途契約が締結されていない限り、権限付与は、委任状に基づく書面通知の形式により当社へ提出される必要があります。
- b. 当社が当該通知を受領した時点で、権限付与利用者の変更は直ちに効力を生じます。ただし、当該通知は、既に執行済みの注文には影響を及ぼしません。

- c. 権限付与利用者の任命は、当社が当該任命の取消通知を受領するまでの間、完全に有効に効力を有します。
- d. お客様は、すべてまたは一部の注文について、一般的に、または特定の権限付与利用者に対して適用される権限の制限を当社に通知することができます。当社が当該通知を受領した後、お客様は当該権限制限を撤回することができます。
- e. 権限付与利用者がその権限の範囲内で行ったすべての指図および受諾した注文は、お客様により承認された指図および注文とみなされ、お客様を拘束するものとします。
- f. Ultima Marketsがお客様から別段の通知を受領するまで、Ultima Marketsは、既存のすべての権限付与利用者が、それぞれの権限の範囲内でUltima Marketsとの間で法的拘束力のある注文を実行する権限を有すると見なし続けることができるものとします。
- g. お客様は、権限付与利用者がその権限の範囲内で注文を行ったことにより生じた一切の損失について、Ultima Markets を補償し、これを免責するものとします。

2.5. 入金

- a. Ultima Marketsは、お客様が口座内の以下の情報を確認できるオンラインサービスを提供します。
 - i. お客様が当社との間で行った注文
 - ii. お客様が当社に支払った、または支払う義務を負う金額
 - iii. Ultima Marketsが お客様に支払った、または支払う義務を負う金額。Ultima Marketsは、いかなる口座タイプまたはお客様に対しても、最低入金額または資金拠出基準を、単独かつ絶対的な裁量により、設定、変更、または免除することができます。適用される最低基準の決定およびお客様が当該基準を満たしているか否かの判断は、Ultima Markets の当社独自の裁量によるものとします。
- b. 口座への支払いは、以下のいずれかの方法により行うことができます。
 - i. オンライン銀行振込
 - ii. 当日銀行振込
 - iii. 国際電信送金
- c. Ultima Markets は、お客様が口座への入金および出金に使用できる支払方法を削除または制限する権利を有します。
- d. お客様は、Ultima Markets がいかなる注文も受け付ける前に、十分な確定済み資金を口座に預け入れていなければなりません。Ultima Markets は、注文ごとに入金が必要となる場合には、その必要額をお客様に通知します。
- e. Ultima Markets は、サービスの利用に関し、通知を行うことにより、追加の手数料または費用を課すことがあります。お客様が当該手数料または費用に同意しない場合、お客様は直ちに本契約を終了することができます。当該通知が行われる前の注文には当該手数料は適用されません。
- f. Ultima Markets は、サービスの利用に関連してお客様により発生した第三者銀行その他の相手方が課す手数料または費用について、一切責任を負いません。
- g. 本契約に基づくすべての支払いは、米ドルまたは Ultima Markets が同意するその他の通貨で行わなければなりません。
- h. Ultima Markets が、お客様の入金が第三者（例：お客様以外の名義の資金提供手段）から行われたものであると認識し、またはその合理的理由を有する場合、Ultima Markets は、当該入金を拒否し、資金をその出所に返還し、関連する取引を無効とし、かつ本契約を終了する権利を有します。
- i. Ultima Markets が、当該支払方法がお客様名義であることを十分に確認できない場合、Ultima Markets は、口座への入金を反映させるか否かを決定する前に、その証明書類の提出を求める権利を有します。

2.6. 出金

- a. 口座にフリーバランス（出金可能残高）が表示されている場合、お客様は、その全てまたは一部の支払いを Ultima Markets に請求することができます。
- b. ただし、以下の場合には、Ultima Markets は当社独自の裁量により、ただし、以下の場合には、Ultima Markets は当社独自の裁量により、お客様の出金請求の全部または一部を留保することができます。
 - i. Ultima Marketsが証拠金義務または証拠金要件を満たすために、一定額の資金を口座に維持する必要がある場合
 - ii. 会社法（Corporations Act）に基づき、当該出金額を留保する権利を有する場合；または
 - iii. 第2.6条に従う場合。
- c. Ultima Marketsがフリーバランスの一部の出金を留保することを決定した場合には、合理的に可能な限り速やかにその旨をお客様に通知するものとします。
- d. また、送金先の銀行口座またはその他の口座の名義が取引口座の名義と異なると合理的に判断した場合、Ultima Markets は、当該資金送付に関する指図に従わない権利を有します。
- e. Ultima Marketsは、お客様の指図において指定された時期に従って支払いを行うようあらゆる合理的な努力を尽くします。ただし、資金がお客様指定口座に到達するまでの遅延に起因して生じた直接損失、間接損失、派生的損失（逸失利益を含みます）について、Ultima Markets はいかなる場合も責任を負いません。
- f. 受取人／受取銀行が支払いを正しく処理できなかった場合、Ultima Marketsは責任を負いません。
- g. Ultima Marketsは、特定の日に国際送金を行う義務を負うのは、その日の締切時間（カットオフタイム）以前に確定済み資金を受領した場合に限ります。ある日の締切時間後に受領した資金に係る国際送金は、翌営業日に行われます。

お客様は、口座に入出金されるすべての資金が、当社のウェブサイトに掲載されているUltima Marketsの入出金ポリシーの対象となることに同意するものとします。

2.7. 顧客資金の取扱い

- a. お客様が Ultima Markets に預け入れた資金、Ultima Markets またはその代理人がお客様のために受領した資金、または金融商品の決済により生じた顧客利益は、Ultima Markets が指定する一または複数の口座に預け入れられ、分別管理された銀行口座に入金されます。これは通常、お客様が指定口座に資金を入金した後、次のいずれかに該当する場合に適用されます。
 - i. 入金の実際の受領日の翌営業日までに、当該金融商品の条件について合意が成立していない場合；または
 - ii. Ultima Marketsが直ちに当該金融商品を発行しない場合；または
 - iii. 入金額が当該金融商品の価格に満たず、かつ Ultima Markets が当該不足額をもって直ちに金融商品を発行しない場合；または
 - iv. 入金額が当該金融商品の価格を超過しており、かつ当該超過額が翌日までにお客様へ返還されない場合。
 - v. かかる顧客資金の分別管理は、顧客資金を損失のリスクから完全に保護するものではありません。
- b. 顧客資金はUltima Marketsの営業資金および資産とは分別して管理されますが、適用法令に従い、Ultima Markets がそのような取扱いを行うことが認められている場合には、他のお客様の資金と混合して保管され、Ultima Marketsにより利用されることがあります。
- c. Ultima Marketsは、かかる分別管理資金を保有または運用することにより生じた利息を取得する権利を有します。

- d. Ultima Marketsは、適用法令に従い、ホールセール顧客（ただし、適格投資家を除きます）に関する取引について、ホールセール顧客に関連する相手方との取引を管理する目的で、分別管理口座内の資金を使用することがあります。これには、証拠金の差入れ、保証、担保設定、資金移転、調整または決済を含みます。ただし、当該使用は、Ultima Markets が当該義務を実際に負担した時点に限られます。
- e. お客様がホールセール顧客（適格投資家を除きます）である場合、第2.7条が、本契約に定める方法で分別管理口座内の資金を使用することについて、Ultima Markets に対し当該資金を使用する権限を付与することを認識し、これに同意するものとします。
- f. お客様は、第4.6条が、上記目的のために Ultima Markets が負担した義務を充足するために必要な金額を、事前の通知または追加の承認なく分別口座から引き出す権限を Ultima Markets に付与することを認識し、これに同意するものとします。お客様は、Ultima Markets が第三者と締結する契約（存在する場合）について、または分別口座から引き出された資金が預け入れられるもしくは支払われる口座について、いかなる権利または請求権も有しません。また、相手方との取引において債務不履行が生じた場合、または分別口座全体の残高に不足が生じた場合には、お客様の口座残高が保護されない可能性があることを認識します。
- g. Ultima Marketsは、取引および決済を円滑に行うために第三者の注文執行プロバイダーと取り決めに締結しており、入金および決済に関連して受領した資金のうち、「顧客資金」に該当しない資金を、本目的のために当該プロバイダーに利用させることがあります。
- h. お客様が注文、マージンコールまたは入金に関連して資金を支払い、Ultima Markets がこれを受領した場合、お客様は、取引契約条件に基づき、Ultima Markets が負う相互的な契約上の義務を直ちに取得することになります。当該支払いは「顧客資金」には該当せず、当該相互的義務を取得するための対価として支払われるものです。

3. 取引

3.1. 指示および注文の成立

- a. Ultima Marketsのレート提示は、電話、電子メール、対面、またはオンラインサービスを通じて提供されます。かかるレート提示は拘束力を有さず、注文が成立するのは、Ultima Markets がその裁量により注文を成立させた時点で合意されたレートによります。念のため明確にすると、お客様がオンラインサービス・プラットフォームを利用して取引を行う場合、取引プラットフォームを通じて実行しようとした指示が不正確であった場合、遅延した場合、または Ultima Markets に受領されなかった場合について、Ultima Markets は一切責任を負いません。
- b. お客様または権限付与利用者は、デスクトップコンピューターまたはモバイル端末を通じて Ultima Markets の取引プラットフォームを利用し、取引指示を行うことができます。
- c. Ultima Marketsは、その裁量により、電子メールまたは電話等の他の手段を通じてお客様からの注文または指示を受け付けることがあります。
- d. お客様または権限付与利用者が Ultima Markets の取引プラットフォーム上で注文を実行した場合、提示価格にて取引を行う申込みを行ったものとみなされます。当該取引契約条件および提示価格は、Ultima Markets がその裁量に基づき当該注文を受諾し確認するまで、拘束力を有しません。
- e. Ultima Marketsが当該権利を行使した場合、お客様と Ultima Markets との間に注文が成立します。注文が成立した時点で、当事者は当該取引契約条件および本契約の内容に拘束されます。
- f. Ultima Marketsは、お客様または権限付与利用者が提案した注文の成立を拒否する権利を有します。その理由を開示する義務を負いません。ただし、Ultima Markets は、お客様との間で注文が成立しなかった旨を通知します。
- g. お客様または権限付与利用者が、電話、電子メール、対面またはオンラインサービスを通じて Ultima Markets に連絡し、適切な顧客番号（および Ultima Markets が指定する追加のセキュリティ確認）を提供した場合、Ultima Markets は、以下の情報の提供を求めることがあります。その義務を負うものではありません。
 - i. お客様の連絡先情報
 - ii. 口座番号
 - iii. その他の本人確認の詳細情報
 - iv. 注文の原資産（例：為替レート、通貨ペア、商品、貴金属、指数等）を特定したうえで、お客様が希望する注文の種類
 - v. 当該注文においてロング（買い）またはショート（売り）のいずれの立場を取るか
 - vi. 注文数量
 - vii. 注文価格またはレート
 - viii. その他、注文に関連して Ultima Markets が随時求める情報。これらの情報は、網羅的ではありませんが、全てまたは一部をもって「指示」を構成します。
- h. 注文は以下のいずれかとなります
 - i. 当日注文：注文がGMT（グリニッジ標準時）22:00にキャンセルされることを意味します。または
 - ii. 無期限注文（GTC注文）：お客様が当該注文をキャンセルするか、または Ultima Markets がこれを受諾するまで、Ultima Markets による受諾が可能な状態が維持される注文を指します。
- i. 注文方法
 - i. マーケット注文（市場で取得可能な価格で、可能な限り速やかに金融商品を売買する注文）
 - ii. リミット注文またはストップ注文（各金融商品に応じて、あらかじめ設定された水準に達した場合に執行される注文、またはこれらの組合せ）

- j. 買いのリミット注文および売りのストップ注文は、現在の市場価格より低い価格で設定しなければならず、売りのリミット注文および買いのストップ注文は、現在の市場価格より高い価格で設定しなければなりません。売り注文についてはビッド価格、買い注文についてはアスク価格に到達した場合、注文は市場で取得可能な価格にて、可能な限り速やかに約定されます。したがって、リミット注文およびストップ注文は、指定された価格水準または数量での約定が保証されるものではありません。
- k. お客様が第三者オンラインプラットフォームを利用し、第三者が提供する自動売買機能等を選択した場合、第三者により発注された各注文は、お客様と当該第三者との間の契約条件に従い、かつUltima Marketsの注文成立に関する裁量権を前提として、自動的に受諾されます。
- l. お客様は、Ultima Markets がお客様に代わって金融商品の売買に関する裁量的判断を行うものではなく、第三者オンラインプラットフォームを通じて第三者が提供するサービス提供者の取引戦略をお客様ご自身の判断で利用しているにすぎないことを認識するものとします。
- m. お客様は、お客様または権限付与利用者が Ultima Markets に対して指示を行う際の誤りについて、Ultima Markets を補償し、損害を被らせないものとします。

3.2. 注文の取消しまたは変更

- a. お客様が注文に基づく金額または日付の変更を希望し、その旨を Ultima Markets に連絡した場合、Ultima Markets は市場状況を踏まえ合理的と認める変更後の取引契約条件を、その裁量により提示することがあります。お客様は、新たな取引契約条件を承諾して新規注文を成立させるか、または当初の注文の取引契約条件に引き続き拘束されるかを選択できます。
- b. 注文成立後にお客様が当該注文の取消しを希望する旨を Ultima Markets に通知した場合、または本契約により Ultima Markets がお客様による注文または本契約の終了とみなすことが認められている場合、Ultima Markets はその完全な裁量により、当該注文のみ、または当該注文および本契約の双方を終了させることができます。また、Ultima Markets はその裁量により、当該注文の履行を求めることもできます。
- c. お客様が注文を取消し、または履行しなかった場合、当該注文の決済に伴い Ultima Markets が被った損失または損害について、お客様は責任を負います。
- d. 取消しがあった場合、お客様はデポジットの全てまたは一部を失う可能性があります。Ultima Markets が損失を被った場合、当該注文の決済に伴い生じた手数料、費用または損失を、お客様のデポジットまたはお客様から受領したその他の資金と相殺する権利を有します。

3.2. 通貨換算

- a. 本契約に基づく支払は、本条に定める条件に従い、以下の通貨で行うことができます：オーストラリアドル（AUD）、米ドル（USD）、英ポンド（GBP）、ユーロ（EUR）、カナダドル（CAD）、日本円（JPY）、ニュージーランドドル（NZD）、シンガポールドル（SGD）または香港ドル（HKD）。
- b. 実現損益は、当該取引で指定された通貨に換算された後、ポジション決済時点の最新のスポットレートにより、直ちに当該口座の基本通貨（Base Currency）へ換算されます。
- c. お客様が口座の基本通貨と異なる通貨で Ultima Markets に支払を行った場合、当該支払額は、Ultima Markets の金融機関が提示するスポットレートにより、口座の基本通貨へ換算されます。
- d. 別途合意がない限り、お客様から Ultima Markets への支払および Ultima Markets からお客様への支払は、すべて口座の基本通貨に換算されます。
- e. Ultima Marketsは、通貨換算に関して手数料を課しません。

- j. 買いのリミット注文および売りのストップ注文は、現在の市場価格より低い価格で設定しなければならず、売りのリミット注文および買いのストップ注文は、現在の市場価格より高い価格で設定しなければなりません。売り注文についてはビッド価格、買い注文についてはアスク価格に到達した場合、注文は市場で取得可能な価格にて、可能な限り速やかに約定されます。したがって、リミット注文およびストップ注文は、指定された価格水準または数量での約定が保証されるものではありません。
- k. お客様が第三者オンラインプラットフォームを利用し、第三者が提供する自動売買機能等を選択した場合、第三者により発注された各注文は、お客様と当該第三者との間の契約条件に従い、かつUltima Marketsの注文成立に関する裁量権を前提として、自動的に受諾されます。
- l. お客様は、Ultima Markets がお客様に代わって金融商品の売買に関する裁量的判断を行うものではなく、第三者オンラインプラットフォームを通じて第三者が提供するサービス提供者の取引戦略をお客様ご自身の判断で利用しているにすぎないことを認識するものとします。
- m. お客様は、お客様または権限付与利用者が Ultima Markets に対して指示を行う際の誤りについて、Ultima Markets を補償し、損害を被らせないものとします。

3.2. 注文の取消しまたは変更

- a. お客様が注文に基づく金額または日付の変更を希望し、その旨を Ultima Markets に連絡した場合、Ultima Markets は市場状況を踏まえ合理的と認める変更後の取引契約条件を、その裁量により提示することがあります。お客様は、新たな取引契約条件を承諾して新規注文を成立させるか、または当初の注文の取引契約条件に引き続き拘束されるかを選択できます。
- b. 注文成立後にお客様が当該注文の取消しを希望する旨を Ultima Markets に通知した場合、または本契約により Ultima Markets がお客様による注文または本契約の終了とみなすことが認められている場合、Ultima Markets はその完全な裁量により、当該注文のみ、または当該注文および本契約の双方を終了させることができます。また、Ultima Markets はその裁量により、当該注文の履行を求めることもできます。
- c. お客様が注文を取消し、または履行しなかった場合、当該注文の決済に伴い Ultima Markets が被った損失または損害について、お客様は責任を負います。
- d. 取消しがあった場合、お客様はデポジットの全てまたは一部を失う可能性があります。Ultima Markets が損失を被った場合、当該注文の決済に伴い生じた手数料、費用または損失を、お客様のデポジットまたはお客様から受領したその他の資金と相殺する権利を有します。

3.2. 通貨換算

- a. 本契約に基づく支払は、本条に定める条件に従い、以下の通貨で行うことができます：オーストラリアドル（AUD）、米ドル（USD）、英ポンド（GBP）、ユーロ（EUR）、カナダドル（CAD）、日本円（JPY）、ニュージーランドドル（NZD）、シンガポールドル（SGD）または香港ドル（HKD）。
- b. 実現損益は、当該取引で指定された通貨に換算された後、ポジション決済時点の最新のスポットレートにより、直ちに当該口座の基本通貨（Base Currency）へ換算されます。
- c. お客様が口座の基本通貨と異なる通貨で Ultima Markets に支払を行った場合、当該支払額は、Ultima Markets の金融機関が提示するスポットレートにより、口座の基本通貨へ換算されます。
- d. 別途合意がない限り、お客様から Ultima Markets への支払および Ultima Markets からお客様への支払は、すべて口座の基本通貨に換算されます。
- e. Ultima Marketsは、通貨換算に関して手数料を課しません。

3.2. 注文の取消しまたは変更

- a. お客様が Ultima Markets に注文を発注するたびに、約定内容の確認が Ultima Markets の取引プラットフォーム上に表示されます。
- b. お客様は、オンラインサービスを含む電子的手段により取引確認書を受領することに同意するものとします。
- c. Ultima Marketsは、日次報告書および月次報告書を、取引プラットフォームまたはオンラインサービスを通じて提供します。
- d. 営業日の決済時刻後に、お客様が取引を行っている場合または未決済ポジションを保有している場合には、日次報告書が作成され、登録メールアドレス宛に送信されるとともに、取引プラットフォーム上でも閲覧可能となります。
- e. 月末後には、月次の取引報告書の電子版が作成され、登録メールアドレスに送信されるとともに、取引プラットフォーム上で閲覧可能となります。当該月次報告書には日次報告書と同様の情報が記載されますが、当該月におけるすべての口座変動および取引開始分が対象となります。
- f. お客様は、取引確認書および日次・月次報告書の内容を速やかに確認する責任を負います。お客様は、取引確認書または報告書に誤りがあることを認識した場合には、直ちに Ultima Markets に通知しなければなりません。取引確認書の発行または報告書が閲覧可能となった時点から48時間以内に誤りについて通知がない限り、Ultima Markets は、当該確認書および報告書が正確であるものとみなすことができます。

3.5. 電話およびEメールによる取引

- a. 権限付与利用者は、電話により Ultima Markets に対して指示の受領および注文の成立を求めることができます。Ultima Markets は、電話による指示の受領および注文の成立を認めるか否かについて、当社独自の裁量を有します。
- b. Ultima Marketsは、発信者に氏名を名乗るよう求め、当該氏名が権限付与利用者としてお客様から通知されていることを確認することにより、発信者の権限を確認することがあります。当該確認により発信者の本人確認がなされた場合、Ultima Markets は、当該発信者が従前お客様から通知された範囲の完全な権限を有するものとみなすことができます。
- c. お客様は、Ultima Markets が、お客様または権限付与利用者から受領する電話による指示およびその他の会話（インターネット上の会話、例えばチャットを含みます）を録音または記録することができることを認識し、これに同意するものとします。また、お客様は、各権限付与利用者にもこれを認識させ、同意させるものとします。当該録音記録は Ultima Markets の所有物とします。当該録音記録は、取引契約条件に関してお客様との間で紛争が生じた場合に、当該取引の条件を確認する目的、および研修・監督目的のために使用されることがあります。
- d. 権限付与利用者は、電子メールにより Ultima Markets に対して指示の受領および注文の成立を求めることができます。Ultima Markets は、電子メールで送信された指示を受諾することがあります。お客様は、Ultima Markets が当該指示を受諾した時点で、当該指示に拘束されることを認識し、これに同意するものとします。

3.2. オンラインサービス

- a. お客様またはお客様の権限付与利用者がいずれかのオンラインサービスを使用する場合、お客様または権限付与利用者は以下のことが可能となります：
 - i. Ultima Marketsに対して注文を発注し、または指示を行うこと；
 - ii. 複数の金融商品の提供可否、価格または価値について照会すること；
 - iii. 複数の金融商品に関する市場データその他の情報を受領すること；
 - iv. 本契約に基づくお客様の義務の履行状況を確認すること；
 - v. お客様の口座または Ultima Markets との間で成立した取引に関連する確認書、口座残高その他の情報を受領すること；または
 - vi. その他、Ultima Markets が随時オンラインサービスを通じて提供する機能を利用すること。
- b. お客様は、Ultima Markets の求めに応じて権限付与利用者の一覧を提出しなければならず、当該一覧に変更があった場合には、その旨を Ultima Markets に通知する責任を負います。
- c. オンラインサービスは、Ultima Markets が提供する独自サービスである場合、または Ultima Markets との契約に基づき第三者（例：取引所またはソフトウェア提供者）により提供されるサービスである場合があります。
- d. お客様は、Ultima Markets またはオンラインサービス提供者が定めるオンラインサービスの運用上の要件を遵守する責任を負います。
- e. Ultima Marketsは、セキュリティ上の理由、サービス品質、支払期限到来後の未払、または本契約の違反を含むがこれらに限定されない理由により、事前通知なく、いつでもお客様またはお客様の権限付与利用者の一部もしくは全てに対するオンラインサービスへのアクセスを停止、撤回または拒否することができます。
- f. お客様は、書面により Ultima Markets に連絡することで、オンラインサービスへのアクセスを終了することができます。
- g. Ultima Marketsは、当社独自の裁量により、以下の場合には、いかなる注文についても遅延、拒否または取消しを行うことができます。
 - i. 当該取引が違法である疑い、または金融犯罪に関連している疑いがある場合；
 - ii. お客様が不審な取引行為を行っている疑いがある場合；
 - iii. 当該取引を実行することにより Ultima Markets が法令遵守義務に違反するおそれがあると判断した場合；または
 - iv. お客様が本契約に違反していると判断した場合。これらの場合、Ultima Markets は、指示の実行を遅延または拒否したことについて責任を負いません。
- h. Ultima Marketsは、指示の受領確認または権限付与利用者による指示の真正性の確認について責任を負いません。
- i. お客様は、以下を確保するために合理的なあらゆる措置を講じなければなりません。
 - i. セキュリティ情報が機密に保持されること；
 - ii. セキュリティ情報の提供を受けた各権限付与利用者が当該情報を安全かつ機密に保持すること；
 - iii. 無権限者がセキュリティ情報を利用できないこと。
- j. お客様は、以下の事実を疑いまたは発見した場合には、直ちに Ultima Markets に通知しなければなりません。
 - i. セキュリティ情報が紛失または盗難にあった場合；

3.2. オンラインサービス

- a. お客様またはお客様の権限付与利用者がいずれかのオンラインサービスを使用する場合、お客様または権限付与利用者は以下のことが可能となります：
 - i. Ultima Marketsに対して注文を発注し、または指示を行うこと；
 - ii. 複数の金融商品の提供可否、価格または価値について照会すること；
 - iii. 複数の金融商品に関する市場データその他の情報を受領すること；
 - iv. 本契約に基づくお客様の義務の履行状況を確認すること；
 - v. お客様の口座または Ultima Markets との間で成立した取引に関連する確認書、口座残高その他の情報を受領すること；または
 - vi. その他、Ultima Markets が随時オンラインサービスを通じて提供する機能を利用すること。
- b. お客様は、Ultima Markets の求めに応じて権限付与利用者の一覧を提出しなければならず、当該一覧に変更があった場合には、その旨を Ultima Markets に通知する責任を負います。
- c. オンラインサービスは、Ultima Markets が提供する独自サービスである場合、または Ultima Markets との契約に基づき第三者（例：取引所またはソフトウェア提供者）により提供されるサービスである場合があります。
- d. お客様は、Ultima Markets またはオンラインサービス提供者が定めるオンラインサービスの運用上の要件を遵守する責任を負います。
- e. Ultima Marketsは、セキュリティ上の理由、サービス品質、支払期限到来後の未払、または本契約の違反を含むがこれらに限定されない理由により、事前通知なく、いつでもお客様またはお客様の権限付与利用者の一部もしくは全てに対するオンラインサービスへのアクセスを停止、撤回または拒否することができます。
- f. お客様は、書面により Ultima Markets に連絡することで、オンラインサービスへのアクセスを終了することができます。
- g. Ultima Marketsは、当社独自の裁量により、以下の場合には、いかなる注文についても遅延、拒否または取消しを行うことができます。
 - i. 当該取引が違法である疑い、または金融犯罪に関連している疑いがある場合；
 - ii. お客様が不審な取引行為を行っている疑いがある場合；
 - iii. 当該取引を実行することにより Ultima Markets が法令遵守義務に違反するおそれがあると判断した場合；または
 - iv. お客様が本契約に違反していると判断した場合。これらの場合、Ultima Markets は、指示の実行を遅延または拒否したことについて責任を負いません。
- h. Ultima Marketsは、指示の受領確認または権限付与利用者による指示の真正性の確認について責任を負いません。
- i. お客様は、以下を確保するために合理的なあらゆる措置を講じなければなりません。
 - i. セキュリティ情報が機密に保持されること；
 - ii. セキュリティ情報の提供を受けた各権限付与利用者が当該情報を安全かつ機密に保持すること；
 - iii. 無権限者がセキュリティ情報を利用できないこと。
- j. お客様は、以下の事実を疑いまたは発見した場合には、直ちに Ultima Markets に通知しなければなりません。
 - i. セキュリティ情報が紛失または盗難にあった場合；

3.2. オンラインサービス

- a. お客様またはお客様の権限付与利用者がいずれかのオンラインサービスを使用する場合、お客様または権限付与利用者は以下のことが可能となります：
 - i. Ultima Marketsに対して注文を発注し、または指示を行うこと；
 - ii. 複数の金融商品の提供可否、価格または価値について照会すること；
 - iii. 複数の金融商品に関する市場データその他の情報を受領すること；
 - iv. 本契約に基づくお客様の義務の履行状況を確認すること；
 - v. お客様の口座または Ultima Markets との間で成立した取引に関連する確認書、口座残高その他の情報を受領すること；または
 - vi. その他、Ultima Markets が随時オンラインサービスを通じて提供する機能を利用すること。
- b. お客様は、Ultima Markets の求めに応じて権限付与利用者の一覧を提出しなければならず、当該一覧に変更があった場合には、その旨を Ultima Markets に通知する責任を負います。
- c. オンラインサービスは、Ultima Markets が提供する独自サービスである場合、または Ultima Markets との契約に基づき第三者（例：取引所またはソフトウェア提供者）により提供されるサービスである場合があります。
- d. お客様は、Ultima Markets またはオンラインサービス提供者が定めるオンラインサービスの運用上の要件を遵守する責任を負います。
- e. Ultima Marketsは、セキュリティ上の理由、サービス品質、支払期限到来後の未払、または本契約の違反を含むがこれらに限定されない理由により、事前通知なく、いつでもお客様またはお客様の権限付与利用者の一部もしくは全てに対するオンラインサービスへのアクセスを停止、撤回または拒否することができます。
- f. お客様は、書面により Ultima Markets に連絡することで、オンラインサービスへのアクセスを終了することができます。
- g. Ultima Marketsは、当社独自の裁量により、以下の場合には、いかなる注文についても遅延、拒否または取消しを行うことができます。
 - i. 当該取引が違法である疑い、または金融犯罪に関連している疑いがある場合；
 - ii. お客様が不審な取引行為を行っている疑いがある場合；
 - iii. 当該取引を実行することにより Ultima Markets が法令遵守義務に違反するおそれがあると判断した場合；または
 - iv. お客様が本契約に違反していると判断した場合。これらの場合、Ultima Markets は、指示の実行を遅延または拒否したことについて責任を負いません。
- h. Ultima Marketsは、指示の受領確認または権限付与利用者による指示の真正性の確認について責任を負いません。
- i. お客様は、以下を確保するために合理的なあらゆる措置を講じなければなりません。
 - i. セキュリティ情報が機密に保持されること；
 - ii. セキュリティ情報の提供を受けた各権限付与利用者が当該情報を安全かつ機密に保持すること；
 - iii. 無権限者がセキュリティ情報を利用できないこと。
- j. お客様は、以下の事実を疑いまたは発見した場合には、直ちに Ultima Markets に通知しなければなりません。
 - i. セキュリティ情報が紛失または盗難にあった場合；

- ii. 第三者がセキュリティ情報を知っている場合；または第三者がセキュリティ情報を使用し、または使用を試みた場合。
- k. お客様は、以下の行為をしてはなりません。
 - i. 権限付与利用者以外の者に対し、セキュリティ情報を使用させ、または当該セキュリティ情報を用いてオンラインサービスへアクセスもしくは利用させること；
 - ii. 権限付与利用者以外の者に対し、セキュリティ情報を提供、開示または利用可能にすること；
 - iii. ウイルス、トロイの木馬、ワーム、ロジックボムその他悪意あるまたは技術的に有害なプログラムを意図的に導入するなどして、オンラインサービスを不正に利用すること；
 - iv. オンラインサービス、またはこれに接続されたサーバー、コンピューターもしくはデータベースへ不正にアクセスしようとする事；
 - v. DoS攻撃またはDDoS攻撃によりオンラインサービスを攻撃すること。
- l. お客様は、以下を認識し、これに同意します。
 - i. オンラインサービスへのアクセスは、セキュリティ情報を用いる場合にのみ許可されること；
 - ii. セキュリティ情報の無権限開示または使用により生じる結果、および権限付与利用者の作為または不作為について、お客様が責任を負うこと；
 - iii. Ultima Marketsは、セキュリティ情報を用いて、お客様本人により、もしくはお客様に代わって行われた指示、またはお客様に代わって行われたと外観上認められるすべての指示に依拠する権利を有すること。また、本規約の他のいかなる規定にかかわらず、Ultima Markets は、セキュリティ情報を用いた指示またはその他の通信に基づいて行動したことにより生じたいかなる損失についても、責任を負わないこと；
 - iv. オンラインサービスを通じて発注された注文の処理、執行、変更または取消しに遅延が生じる場合があること：
 - 変更または取消しの指示が処理される前に、当該注文が約定する可能性があること；
 - 関連する変更または取消しが有効に反映されるまで、お客様は当初の注文について引き続き決済責任を負うこと；
 - 第12条の規定を制限することなく、Ultima Marketsは、市場情報の配信遅延、または注文もしくはその変更・取消指示の処理遅延に起因してお客様または権限付与利用者に生じた損失について、Ultima Markets は責任を負わないこと；
 - v. オンラインサービスを通じて提出された注文の処理、執行または取消しについては、当該注文の入力者の如何や入力誤りの有無、または遅延の有無にかかわらず、Ultima Markets は責任を負わないこと；
 - vi. オンラインサービスは、現状のままで提供されるものであり、法令により要求される場合を除き、Ultima Markets はオンラインサービスに関して明示または黙示のいかなる表明または保証も行わないこと。
 - vii. オンラインサービスを通じて提供される情報の伝達速度は、お客様または権限付与利用者のインターネット接続速度および設定、オンラインサービスへ同時にアクセスしている利用者数、ならびにオンラインサービスにより送受信される情報量を含むがこれらに限定されない複数の要因の影響を受けます。
 - viii. オンラインサービスはコンピューターおよび通信システムを通じて提供されるため、一般に認められた業界標準および慣行に従って運営されている場合であっても、当該サービスを通じた取引には重大なリスクが伴います。

- ix. オンラインサービスの使用時に行われたすべての注文および／または指示については、お客様が一切の責任を負うものとします。これには、お客様または権限付与利用者による不正使用（誤用）、詐欺、もしくは濫用の場合、またはお客様もしくは権限付与利用者がセキュリティ詳細情報を第三者に開示した場合が含まれます。
- x. Ultima Marketsは、オンラインサービスへアクセスするために必要な最低環境（仕様）を変更し、または提供中のサービス内容や運用を随時変更・修正することができます。これらの変更については、クライアントエリア（顧客専用ページ）もしくは取引プラットフォーム上への掲示、または電子メールによりお客様に通知するものとします。
- xi. オンラインサービスまたはその一部が利用不能となった場合または障害が生じた場合に備え、お客様は、電話または電子メールの利用を含む代替的な注文執行手段その他サービス利用手段を確保する責任を負います。
- m. お客様は、自身の電子ソフトウェア、機器および設備を取得、維持し、かつオンラインサービスとの互換性を確保する責任を負います。オンラインサービスの利用に起因してお客様のデータ、ソフトウェア、コンピューター、電子機器、通信設備その他の設備に生じた損失または損害については、当該損失または損害が Ultima Markets の過失または故意によって直接かつ専ら生じた場合を除き、Ultima Markets は責任を負いません。
- n. お客様は、自らの電子機器および設備がウイルスその他のマルウェアに感染していないことを確保する責任を負い、これを怠ったことにより生じた損失について Ultima Markets は責任を負いません。Ultima Markets は、オンラインサービスをウイルスや破損ファイルから保護するよう努めますが、オンラインサービスがウイルスその他汚染的または破壊的性質を有するものに感染しないことを保証するものではありません。Ultima Markets は、オンラインサービスへのアクセスが中断されないこと、継続的であること、またはエラーがないことを保証するものではありません。
- o. 本条項に違反することにより、お客様は刑事罰に問われる可能性があります。Ultima Markets は、当該違反に関連する法執行機関に通報することがあり、その際、お客様の身元を当該機関に開示するなどして協力を行います。当該違反が発生した場合、お客様のオンラインサービスを利用する権利は、通知なく直ちに消滅します。Ultima Markets は、お客様の電子機器や設備に感染し得る分散型サービス拒否攻撃（DDoS攻撃）、ウイルス、またはその他の技術的に有害なマテリアルによって生じた、いかなる損失または損害についても責任を負いません。

3.7. ヘッジポジション

- a. Ultima Marketsは、随時、一部の金融商品についてヘッジポジションの取引を認める場合があります。ヘッジポジションとは、他のオープンポジションと反対方向のオープンポジションをいいます。すなわち、同一の金融商品について、反対方向（ロングポジションおよびショートポジション）を保有する状態を指します。ヘッジポジションには、完全ヘッジポジションおよび部分ヘッジポジションがあります。
- b. Ultima Marketsは、完全ヘッジポジションについては預託金をゼロに減額する権利を有します。また、部分ヘッジポジションについても預託金を減額する権利を留保します。預託金を減額した場合であっても、当社は、いつでも預託金の差入れを求める権利を放棄するものではありません。
- c. お客様は、ヘッジポジションに係る預託金が減額されている場合において、当該ヘッジポジションを構成するいずれかのオープンポジションを決済したときは、当該オープンポジションについて全額の預託金が直ちに必要となることを認識し、これに同意します。十分な預託金がない場合には、当該オープンポジションは第3.2(c)条に従い決済されます。

- d. Ultima Marketsは、当社の単独裁量により、ヘッジポジションがお客様により濫用されていると判断した場合（当該ヘッジポジションが通常の取引慣行に沿わないと判断される場合、または不審な取引行為に該当すると判断される場合を含みますが、これらに限られません）、通知することなく、決済価値にて当該ヘッジポジションの全てまたは一部をいつでも決済することができます。

Ultima Marketsは、お客様の口座について自己の裁量により調査を行うものとします。調査の結果に基づき、Ultima Markets は当該口座が調査対象となっている旨をお客様に通知する場合があります。もっとも、Ultima Markets は、本契約違反についてお客様に事前通知を行うか否かにかかわらず、直ちに当該口座を終了する権利を有します。さらに、Ultima Markets は、疑わしい取引により発生した利益を取消し、または当該行為に関連すると認められる取引口座その他の口座を終了する権利を有します。

3.8. 遅延および価格提示エラー

- a. Ultima Marketsは、お客様または権限付与利用者の指図を速やかに処理するよう努めますが、Ultima Markets は、重大な過失または故意の不正行為がない限り、注文の完了に関する遅延、損害、不履行または誤りについて、一切責任を負いません。
- b. 誤記または価格提示における明白な誤りによりクオートエラーが発生した場合、Ultima Markets は以下の権利を有します：
- i. 当該クオートエラーに起因する損害、請求、損失、責任または費用について、Ultima Markets は責任を負いません。
 - ii. 当該クオートエラーを是正するために必要な調整を行う権利を有します。
クオートエラーに起因するいかなる紛争も、当該クオートエラーが発生した時点における関連通貨の公正市場価値（Ultima Markets が合理的に判断する価値）に基づいて解決されるものとします。
- c. Ultima Marketsが、本契約または注文に基づく義務を、当社の合理的支配を超える事由または不可抗力事由により履行できない場合、Ultima Markets は合理的に可能な限り速やかにお客様に通知するものとし、かつ、当社が本契約に基づく義務を履行できなかった部分に関してお客様が支払った資金の返還を確保するために合理的な努力を尽くすものとします。
- d. Ultima Marketsは、関連する通貨の金融市場における市場状況が著しく混乱していると判断した場合、いつでもお客様に通知を行うことができます。これには、当社の判断において、当該通貨の預金に関連金融市場における通常の営業過程において入手できない場合、または国内外の金融、政治もしくは経済状況、あるいは為替規制により実行が実務上困難である場合を含みます。
- e. 第15条に基づく通知がなされた場合、Ultima Markets とお客様が代替措置について協議する間、Ultima Markets の義務は停止されます。当事者がバリュエート（決済日）前に合意に達した場合には、当該代替措置が適用されます。その期間内に合意に至らない場合には、各当事者は当該取引に基づく義務を免れるものとします。

3.9. 取引時間

- a. マージンFX契約およびCFDの取引時間は、関連する原資産の取引時間に応じて異なります。取引時間は当社ウェブサイトに掲載されます。
- b. Ultima Marketsは、当社の合理的な判断において、当社が提供する店頭デリバティブ契約に係る原資産の価値に影響を及ぼすと認められるいずれかの法域の祝日において、価格提示または注文の受諾を行う義務を負いません。かかる祝日および影響を受ける原資産については、オンラインサービス上で通知します。

4. 証拠金

4.1. 当初証拠金

注文しオープンポジションを建てる前に、お客様は、Ultima Marketsが算定する当該ポジションに係る当初証拠金を口座に入金する必要があります。

4.2. 証拠金義務

- a. お客様は、本契約に基づきUltima Marketsが要求する証拠金（マージン）を支払う必要があります。
- b. 証拠金（マージン）の預託は、清算済資金が顧客口座に入金された時点、または Ultima Markets が認めるそれ以前の時点で反映されます。したがって、発注予定または未決済（オープン）ポジションに係る証拠金要件は、お客様の支払いが清算済資金として顧客口座に入金されるまで、充足されたものとはみなされません。
- c. 証拠金（マージン）の預託または支払いが清算済資金として顧客口座に着金していない場合、Ultima Markets は、証拠金預託または支払いが清算済資金として顧客口座に入金されていない場合、実現ポジションまたは未決済ポジションから生じる損失を含め、いかなる損失についても一切の責任を負いません。
- d. お客様は、Ultima Markets から通知があるか否か、または必要額について実際に認識しているか否かにかかわらず、Ultima Markets が要求する最低限の証拠金額を常に維持しなければなりません。必要証拠金額は、週末または非取引日を含め、継続的に変動する場合があります。
- e. お客様は、以下の事項を踏まえ、本契約に基づく預託証拠金および最低証拠金要件について、Ultima Markets が提供する場合がある通知を含め、Ultima Markets 取引プラットフォームを通じて常時監視する責任を単独で負います：
 - i. お客様のオープンポジション
 - ii. 関連原資産のボラティリティ
 - iii. 原資産市場および一般市場のボラティリティ
 - iv. 適用される為替リスク
 - v. 十分な清算済資金を送金するために要する時間
- f. お客様は、オープンポジションを保有している限り、必要証拠金を充足するのに十分な資金を口座に維持しなければなりません。これが満たされない場合、Ultima Markets は事前通知なく当該ポジションを決済することができます。
- g. Ultima Marketsは、絶対的裁量により、証拠金要件を充足するための追加時間をお客様に付与することがあります。当該許可は、書面で確認された場合に限り、かつ通知に定められた範囲においてのみ有効となります。
- h. Ultima Marketsが証拠金要件を充足するために資金の送金を求めた場合、お客様は直ちにこれに応じなければなりません。これに応じない場合、Ultima Markets は本契約に基づくデフォルト事由とみなします。Ultima Markets は、お客様が追加資金を送金したか否かにかかわらず、単独裁量により注文を取消し、または一部もしくは全てのポジションを決済することができ、これに関してお客様に対し責任を負いません。

4.3.証拠金による強制決済

Ultima Marketsの証拠金管理は自動化されたプロセスであり、Ultima Markets 電子取引プラットフォームは、証拠金水準に応じてお客様の口座にオンラインで警告メッセージを表示します。口座内の資金が証拠金要件の80%のみしか満たしていない場合、マージンコールの警告が発動され、Ultima Markets 取引プラットフォーム上で自動的に警告メッセージが表示されます。口座内の利用可能な資金が、未決済のマージンFXまたはCFDポジションに係る証拠金要件の50%しか満たしていない場合、最も不利なマージンFXまたはCFDポジション（すなわち、最も大きな証拠金要件を有するCFD）が自動的に強制決済されます。

4.4.証拠金率の変更

- a. Ultima Marketsは、第16条に従い通知を行うことにより、いずれかのポジションに関して証拠金率をいつでも変更することができます。
- b. 証拠金率の変更および／または証拠金もしくは最低証拠金要件の増加は、Ultima Marketsの請求と同時に直ちに支払期限を迎えるものとします。

4.5.時価評価による支払い

- a. Ultima Marketsは、各評価時点（Valuation Time）において注文価値（Order Value）を算定します。
- b. 評価時点において：
 - i. 注文価値が前回の注文価値を上回っている場合：
 - ・ ショートパーティ（または売り手）は、ロングパーティ（または買い手）に対し、注文価値が前回の注文価値を上回る超過分を支払わなければなりません。
 - ・ 売り手は買い手に対し、注文価値が前回の注文価値を上回る超過分を支払わなければなりません。
 - ii. 注文価値が前回の注文価値を下回っている場合：
 - ・ ロングパーティ（買い手）はショートパーティ（売り手）に対し、前回の注文価値が今回の注文価値を上回る超過分を支払わなければなりません。
 - ・ 買い手は売り手に対し、前回の注文価値が今回の注文価値を上回る超過分を支払わなければなりません。
- c. 決済日において：
 - i. 決済価値が前回の注文価値を上回る場合、ロングパーティはショートパーティに対し、決済価値が前回の注文価値を上回る額を支払うものとします。
 - ii. 決済価値が前回の注文価値を下回っている場合、ショートパーティはロングパーティに対し、前回の注文価値が決済価値を上回る超過分を支払わなければなりません
- d. すべての値洗いによる支払いについて：
 - i. Ultima Marketsがお客様に対して負う支払いは、お客様の顧客口座に貸記（入金）されます。
 - ii. お客様が当社に対して負う支払いは、関連する評価時点または決済日と同日に、顧客口座から借記（出金）されます。

4.6. 強制決済

- a. お客様は、十分な水準の証拠金を維持しなければなりません。Ultima Markets は、以下の場合に、お客様の全てのオープンポジションを決済する権利を有します。
 - i. Ultima Marketsが保有する預託金が、お客様が Ultima Markets において保有するいずれかまたは全ての未決済ポジション（オープンポジション）の時価評価（マーク・トゥ・マーケット）による評価損をカバーするのに不足するおそれがある、または既に不足している場合。
 - ii. または、Ultima Markets が、お客様の全てのオープンポジションの価値が実現していない大きな純損失を示していると判断し、取引を継続すること、または一つもしくは複数のオープンポジションを決済しないことが、お客様の口座価値に重大な不利益を与える、または与える可能性があるとして当社が判断した場合。
- b. Ultima Marketsは、当社独自の裁量により、時価評価額を随時算定する権利を有します。
- c. Ultima Marketsが利用可能なその他の救済手段に加え、お客様が本契約に基づき支払期日に金額を支払わない場合、またはデフォルト事由が発生した場合、Ultima Markets は、お客様のいずれかまたは全てのオープンポジションを、売買により終了させる権利を有します。

5. 口座への手数料および貸方記入

5.1. 未決済のFX証拠金ポジションに対する利息

- a. 証拠金FX契約のポジションを翌日まで保有（ロールオーバー）する場合、当該注文には、Ultima Markets の独自の裁量、または本条に従って決定されるスワップポイント（支払いまたは受取り）が適用されます。
 - i. お客様がロング（買い）ポジションを保有し、買いスワップレートが売りスワップレートを上回る場合、Ultima Markets は、買いスワップレートから売りスワップレートを差し引いた利率に基づき、未決済ポジションに対するスワップ調整額をお客様に付与するものとします。；
 - ii. お客様がロングパーティ（買い手）であり、買いスワップレートが売りスワップレートより低い場合、お客様は、買いスワップレートから売りスワップレートを差し引いた利率で、注文の未決済ポジションに対する利息を Ultima Markets に支払うものとします；
 - iii. お客様がショート（売り）ポジションを保有し、売りスワップレートが買いスワップレートを上回る場合、Ultima Markets は、売りスワップレートから買いスワップレートを差し引いた利率に基づき、未決済ポジションに対する利息をお客様に支払うものとします。
 - iv. お客様がショートパーティ（売り手）であり、売りスワップレートが買いスワップレートより低い場合、お客様は、買いスワップレートから売りスワップレートを差し引いた利率で、注文の未決済ポジションに対する利息を Ultima Markets に支払うものとします。
- b. Ultima Marketsは、自社のウェブサイト上で、特定の証拠金FX契約を「スワップフリー」の証拠金FX契約として指定する場合があります。スワップフリー証拠金FX契約の注文をオーバーナイトで保持（ロールオーバー）する場合、お客様が当該注文に関して「不審な取引活動」を行っていないことを条件として、ポジション保有から最初の7日間は、スワップポイント（支払いまたは受取り）の対象外となります。当該注文が7日を超えて未決済のままである場合、8日目以降は本条に従ってUltima Marketsが決定するスワップ費用またはスワップクレジットの対象となる場合があります。お客様がスワップフリー証拠金FX契約に関して不審な取引活動が行われたと Ultima Markets が合理的に判断した場合、当社は注文開始時点まで遡ってスワップ手数料またはスワップクレジットを適用し、本契約に基づき認められるその他の措置を講じる権利を有します。
- c. 水曜日の取引終了時点で証拠金FXのポジションを保有している場合、翌月曜日までの期間（週末分を含む）の金利差を反映するため、スワップポイントが調整されます。
- d. 証拠金FXのポジションを翌日に持ち越す場合、お客様は、スワップポイント（支払いまたは受取り）の額に対し、最大10%の取引手数料を Ultima Markets へ支払うことに同意するものとします。
- e. スワップ費用またはスワップクレジット、および Ultima Markets の取引手数料は、翌取引日の開始時に算出され、お客様の口座に適用（反映）されます。
- f. 証拠金FX契約に係る注文が同一取引日内に新規発注され、かつ決済された場合、スワップ手数料、スワップクレジットまたは取引手数料は発生しません。

5.2. 未決済のスポットCFDポジションに対する金利手数料

- a. スポットCFD（Spot CFD）のポジションを翌日に持ち越した場合、取引終了時点の契約価値に基準金利を乗じ、原資産の配当調整を行ったうえで Ultima Markets が算出するスワップポイント（調整額）が適用されます。

- b. Ultima Marketsは、スポットCFDを、当社ウェブサイト上でスワップフリーのスポットCFDとして指定する場合があります。スワップフリーのCFD契約に係る注文が翌日に持ち越された場合、お客様が当該注文に関して不審な取引行為を行っていないことを条件に、翌日持ち越しとなった日から最初の7日間は、スワップ手数料またはスワップクレジットの対象となりません。当該注文が7日を超えて未決済のままである場合、第8日目以降は、第5.2(a)項に従い、Ultima Marketsが決定するスワップ手数料またはスワップクレジットの対象となることがあります。Ultima Marketsが、お客様がスワップフリーのスポットCFDに関して不審な取引行為を行ったと合理的に判断した場合、Ultima Marketsは、注文開始時点に遡ってスワップ手数料またはスワップクレジットを適用し、さらに、不審な取引行為に関連して本契約に基づき認められるその他の措置を講じる権利を有します。
- c. スポットCFDに係る注文（暗号資産CFDを除きます。）が金曜日の取引終了時点で保有されている場合、翌週月曜日まで当該ポジションを保有するコストを反映するため、スワップ手数料またはスワップクレジットが調整されます。
- d. スポットCFDに関するスワップ手数料またはスワップクレジットは、翌取引日の開始時に計算され、お客様の口座に適用されます。
- e. スポットCFDに係る注文が同一取引日内に新規発注され、かつ決済された場合、スワップ手数料またはスワップクレジットは発生しません。

5.3. 先物CFDポジションに係るロールオーバー（自動継続）調整額

- a. 先物CFDポジションを翌日に持ち越しても、スワップポイントは発生しません。
- b. 満期日の取引終了時点でポジションを保有している場合、当該ポジションは自動的にロールオーバーされます。これは、期限を迎えた契約が一旦決済され、翌取引日に新しい価格で注文が自動的に再作成（継続）されることを意味します。Ultima Markets は、事前に満期日に関する適切な通知を行い、かつ当該日を過ぎてもポジションが維持されている場合を除き、満期日の取引終了時点における未決済ポジションを自動的にロールオーバーすることはありません。
- c. 満期日の取引終了時に先物CFDのポジションを保有している場合、旧契約と新契約の価格差から Ultima Markets への管理手数料（2.5ベースポイント）を差し引いた調整額が、お客様の口座に反映されます。
- d. この現金調整は、新契約の最初の取引日にお客様の口座へ反映されます。

5.4. コミッション、手数料および費用

- a. 本規約に定めるその他の手数料または費用に加え、お客様は、以下を支払うことに同意するものとします。
 - i. 本契約に基づいて講じられた措置に起因して、Ultima Marketsに対して請求または賦課されるその他の手数料、またはUltima Marketsが負担したその他の費用に相当する金額
 - ii. 本契約に関連してお客様に発生する、関連する全ての税金および費用
- b. お客様は、Ultima Markets が提供する各種サービスに関する諸費用（管理手数料、オンラインサービス利用料、および第三者から請求される取引手数料等）を、お客様へ個別に通知することなく、口座残高から差し引くことができることを確認し、了承するものとします。これらには、不渡小切手、決済処理、債権回収、通話記録の写し、および調査手数料（tracing fees）に関連する費用が含まれますが、これらに限定されません。なお、本条は、当社が他の手段によりお客様の未払金を回収する権利を何ら制限するものではありません。

- c. Ultima Marketsは、当社独自の裁量により、個々のお客様または一定のお客様区分に対して、通知の有無を問わず、また条件の有無を問わず、任意の期間にわたり、手数料または取引手数料を免除または減額することができます。
- d. お客様は、Ultima Marketsに対して注文を行う場合、Ultima Marketsの請求に応じて、本契約に基づき支払期限が到来した全ての取引手数料、各種手数料、決済金、利息その他一切の金額を、本契約の条件に従い、決済済み資金その他所定の方法により支払わなければならないことを了承するものとします。
- e. お客様は、法令により開示が義務付けられている場合を除き、Ultima Marketsが、いつでも、取引手数料および各種手数料を第三者と分配することができ、かつ、そのような分配についてお客様に開示する義務を負わないことに同意するものとします。

5.5. スワップフリー口座またはイスラム口座

- a. スワップフリー口座では、ポジションを翌日に持ち越す際、スワップ手数料またはスワップクレジットの代わりに管理手数料が適用されます。この点を除き、スワップフリー口座の取引条件および規約は、通常の口座と同一です。
- b. 既存の通常口座をスワップフリー口座へ変更することを希望する場合、お客様は当社サポートチームに対して書面で申請しなければなりません。通常口座からスワップフリー口座への変更は、Ultima Marketsのサポートチームが当該申請を受領し、当該通常口座の全てのポジションが決済され、かつ口座残高の照合が完了しており、さらにUltima Marketsが当社独自の裁量により書面で承認した場合に限り行われます。
- c. スワップフリー口座は誠実な利用を前提としており、お客様は、スワップによる利益獲得や支払いの回避を目的として当該口座を利用してはなりません。また、通常口座からスワップフリー口座へ変更した期間中に、当該変更によって受領できなくなったスワップクレジット（受取り分）について、その支払いを請求することはできないものとします。
- d. Ultima Marketsは、理由を示すことなく、スワップフリー口座を取り消しまたは無効化する権利を有します。Ultima Marketsが、スワップの支払いが不要であることを利用した悪用が、詐欺、相場操縦、キャッシュバック・アービトラージ、キャリートレード、その他の欺瞞的または不正な行為を含む形で行われていると判断した場合、Ultima Marketsは、直ちに以下の措置を講じる権利を留保します。
 - i. 悪用の疑いがある全てのライブ取引口座を即時に無効化すること
 - ii. スワップフリー口座に変更されていた期間について、お客様の全てのスワップフリー口座に関して発生したスワップおよび関連する金利費用またはコストを修正し、回収すること
 - iii. 本契約を即時に終了すること
 - iv. お客様の取引口座で行われた全ての取引を無効とし、当該口座における利益または損失の計上を取り消すこと

6. 保証

- a. 本契約に基づくお客様の義務は、以下の通り保証されるものとします。
 - i. お客様（受託者を含みます。）が法人である場合は、当該法人の各取締役による保証。
 - ii. その他の場合は、Ultima Marketsが当社独自の裁量により当該保証が必要であると判断したときの保証。
- b. 保証人は、Ultima Marketsが、保証人が本保証および補償に基づく義務を負担し、かつ権利を付与することに依拠して行動していることを確認するものとします。
- c. 保証人は、本契約に関連するお客様の義務の履行（各金銭支払義務を含みます。）について、Ultima Marketsに対し、無条件かつ取消不能の保証を行うものとします。
- d. お客様が、本契約に従い、期限までにこれらの義務を履行しない場合、保証人は、Ultima Marketsの請求により、当該義務を履行することに同意するものとします。かかる請求は、Ultima Marketsがお客様に対して請求を行ったか否かにかかわらず、行うことができます。
- e. 保証人は、以下のいずれかの事由により生じる一切の責任もしくは損失、ならびにこれによりUltima Marketsに生じた一切の費用について、Ultima Marketsを補償するものとします。
 - i. お客様が、本契約に関連して負う義務（支払義務を含みます。）を履行しない場合、または履行することができない場合
 - ii. お客様が本契約に基づき負うはずの義務（支払義務を含みます。）が、執行不能であると判断された場合
 - iii. 保証人が本条に基づき負うはずの義務が、執行不能であると判断された場合
 - iv. お客様が本契約において行った表明または保証が、行われた時点または行われたものとみなされた時点において、不正確または誤解を招くものであったと判断された場合
- f. 保証人は、本条に基づき支払うべき金額を、Ultima Marketsの請求により支払うことに同意するものとします。
- g. Ultima Markets は、この補償権を行使する前に費用を負担し、または支払いを行う必要はありません。
- h. 本条に基づく保証は、支払、和解その他の事由が介在した場合であっても継続する義務であり、本契約に関連するお客様の全ての義務に及ぶものとします。保証人は、Ultima Marketsが、本保証および補償に基づき保証人に請求する前に、まずお客様またはその他の者に対して法的手続を開始し、またはその他の権利を行使するよう求める自己の権利を放棄するものとします。
- i. 保証人は、本保証および補償を引き受ける前に、以下の事項を確認したものとします。
 - i. 本契約書（ならびに本契約に関連して保証人の義務を生じさせる全ての書類）の写しを受領し、その内容を十分に検討する機会が与えられていたこと
 - ii. 本契約に関連するお客様の財務状況、ならびにお客様の義務のいずれかを保証するその他の者について、自ら確認する責任を負うこと
- j. 保証人は、本保証および補償に基づく支払を、以下のとおり行うことに同意するものとします。
 - i. 法令により禁止される場合を除き、相殺または反訴をすることなく、かつ控除または差引きを行うことなく、その全額を支払うこと
 - ii. 支払義務が発生している通貨により、また、それ以外の場合は米ドルにより、直ちに利用可能な資金で支払うこと
- k. 保証人による支払が何らかの控除または差引きの対象となる場合、保証人は、Ultima Marketsが実際に受領する金額が、当該控除または差引きがなかった場合にUltima Marketsが受領していたであろう全額と等しくなるよう、必要な追加額をUltima Marketsに支払うことに同意するものとします。

- l. 本保証および補償に基づき Ultima Markets に付与される権利、ならびにこれに基づき保証人が負う責任は、当社または第三者の作為もしくは不作為によって何ら影響を受けないものとします。例えば、以下の事由（作為または不作為）によっても、これらの権利および責任に影響を及ぼしません。
- i. 本契約を変更し、またはこれに代わる契約に置き換えること、または、お客様を免責し、またはお客様に対して猶予その他の便宜（支払期限の延長など）を与えること。
 - ii. お客様の義務に関連して保証または補償を行う者を免責すること。
 - iii. 本保証および補償の作成日後に、ある者が保証人となること。
 - iv. お客様の義務のいずれかを保証する者の義務（本保証および補償に基づく義務を含みます。）が執行不能となり得ること。
 - v. いずれかの義務を保証することが予定されていた者が、保証を行わないこと、または有効に保証を行わないこと。
 - vi. 共同保証人または共同補償義務者である者が、お客様契約または法の適用により免責されること。
 - vii. ある者が、本契約または本保証および補償について、何らかの方法で処分または取扱いを行うこと。
 - viii. お客様または保証人を含む当事者の死亡、心身の障害、清算、管財手続、または支払不能（破産等）。
 - ix. いずれかの者の構成員、名称または事業の変更。
 - x. Ultima Markets またはその他の者による黙認または遅延。
- m. 本保証および補償に関連して履行すべき義務が存在し、または存在する可能性がある限り、保証人は、当社の同意なく、以下の行為を行うことはできません。
- i. お客様または第三者がUltima Marketsに対して相殺権または反訴権を有すると主張することで、本保証および補償に基づく自己の責任を軽減すること。
 - ii. 本契約または本保証および補償に基づき支払われるべき金額に関連して設定された、他の保証、補償、抵当権、担保権またはその他の負担の利益を受ける権利があると主張し、その法的権利を行使すること。
 - iii. 補償請求権に基づき、お客様または他の保証人（申込書に「保証人」として署名した者を含みます。）に対して金額を請求すること。
 - iv. 保証人自身、または保証人の義務のいずれかについて保証を行う他の保証人（申込書に「保証人」として署名した者を含みます。）の清算、管財または支払不能手続において、債権を主張すること。

7. コーポレートアクション（企業行動）

- a. コーポレートアクションが発生した場合、Ultima Markets は、当該事象による希薄化または集中化の影響を考慮し、事象発生前における当該注文の経済的同等性を維持し、または当該事象の影響を反映させるため、当該注文について調整を行うべきか否か、および行う場合の内容を合理的に決定するものとします。かかる調整は、当社が定める日から効力を生じます。
- b. Ultima Marketsは、配当金そのものを支払うものではなく、以下のとおり調整を行うことがあります。
 - i. お客様が配当落ちとなる株式CFDのロング（買い）ポジションを保有している場合、Ultima Markets は配当による注文への影響を反映するため、お客様の口座に現金調整額を付与することがあります。この調整額は、配当落ち日における当該株式CFDの保有数に応じた税引前配当額に基づいて決定される場合があります。
 - ii. お客様が配当落ちとなる株式CFDのショート（売り）ポジションを保有している場合、Ultima Markets は、宣言された現金配当額をお客様の口座から差し引くことがあります。この調整額は、配当落ち日における当該株式CFDの保有数に応じた税引前配当相当額に基づいて決定される場合があります。
- c. 未決済ポジションの原資産において合併等の事象（Merger Event）が発生した場合、Ultima Markets は、当該事象の期間中いつでも、影響を受ける未決済ポジションの一部または全てを決済する権利を有します。ただし、Ultima Markets は、お客様に対してポジションを決済するための期限を合理的な猶予をもって通知し、その期限を過ぎてもポジションが維持されている場合を除き、合併等を理由とした強制決済は行いません。
- d. Ultima Marketsは、合併等の対象となる金融商品の約定価格を調整して公開買付け等の対価に含まれる現金部分を反映し、または合併等に伴う原資産の調整に合わせて取引数量を修正し、さらには影響を受ける未決済ポジションを決済した上で、新たに生じた原資産を反映した新たなポジションを再建する権利を有します。これらすべての調整は、当社が合理的に決定する日から効力を生じます。
- e. 本条に基づき、商業的に合理的な結果をもたらす調整が不可能であると Ultima Markets が判断した場合、当社が合理的に決定する日に、お客様の未決済ポジションを決済価格で強制決済することがあります。
- f. 米国株式または米国証券に関連する株式CFDのロング（買い）ポジションを保有し、当該株式CFDが配当落ちとなった場合、米国税法に基づき、配当調整額の30%が源泉徴収されます。Ultima Markets は、この徴収額を流動性プロバイダー（LP）へ送金し、LPが米国の適切な税務当局へ納付します。お客様は、米国税法に基づき徴収された金額を、ご自身の口座から確認することができます。

8. 取引の停止および中断

- a. いかなる時点においても、
 - i. 取引所において原資産の取引が停止または中断された場合、
 - ii. または、関連指数の取引を制限する取引所において取引が停止・中断され、その結果 Ultima Markets が原資産の価格を特定できない場合、当社は、当該停止・中断の直前に行われた最終取引価格を原資産の価格として採用します。
- b. 取引の停止が5営業日を超えて継続した場合、Ultima Markets は当社独自の裁量により、お客様のポジションの全てまたは一部を強制決済することがあります。この場合、Ultima Markets は誠実な判断に基づき、当該契約の決済日および決済価格（原資産価格 × 契約数）を決定するものとします。
- c. 取引制限や停止、中断が発生している期間中、Ultima Markets は影響を受ける原資産の価格を調整する権利を常に有します。

7. コーポレートアクション（企業行動）

- a. コーポレートアクションが発生した場合、Ultima Markets は、当該事象による希薄化または集中化の影響を考慮し、事象発生前における当該注文の経済的同等性を維持し、または当該事象の影響を反映させるため、当該注文について調整を行うべきか否か、および行う場合の内容を合理的に決定するものとします。かかる調整は、当社が定める日から効力を生じます。
- b. Ultima Marketsは、配当金そのものを支払うものではなく、以下のとおり調整を行うことがあります。
 - i. お客様が配当落ちとなる株式CFDのロング（買い）ポジションを保有している場合、Ultima Markets は配当による注文への影響を反映するため、お客様の口座に現金調整額を付与することがあります。この調整額は、配当落ち日における当該株式CFDの保有数に応じた税引前配当額に基づいて決定される場合があります。
 - ii. お客様が配当落ちとなる株式CFDのショート（売り）ポジションを保有している場合、Ultima Markets は、宣言された現金配当額をお客様の口座から差し引くことがあります。この調整額は、配当落ち日における当該株式CFDの保有数に応じた税引前配当相当額に基づいて決定される場合があります。
- c. 未決済ポジションの原資産において合併等の事象（Merger Event）が発生した場合、Ultima Markets は、当該事象の期間中いつでも、影響を受ける未決済ポジションの一部または全てを決済する権利を有します。ただし、Ultima Markets は、お客様に対してポジションを決済するための期限を合理的な猶予をもって通知し、その期限を過ぎてもポジションが維持されている場合を除き、合併等を理由とした強制決済は行いません。
- d. Ultima Marketsは、合併等の対象となる金融商品の約定価格を調整して公開買付け等の対価に含まれる現金部分を反映し、または合併等に伴う原資産の調整に合わせて取引数量を修正し、さらには影響を受ける未決済ポジションを決済した上で、新たに生じた原資産を反映した新たなポジションを再建する権利を有します。これらすべての調整は、当社が合理的に決定する日から効力を生じます。
- e. 本条に基づき、商業的に合理的な結果をもたらす調整が不可能であると Ultima Markets が判断した場合、当社が合理的に決定する日に、お客様の未決済ポジションを決済価格で強制決済することがあります。
- f. 米国株式または米国証券に関連する株式CFDのロング（買い）ポジションを保有し、当該株式CFDが配当落ちとなった場合、米国税法に基づき、配当調整額の30%が源泉徴収されます。Ultima Markets は、この徴収額を流動性プロバイダー（LP）へ送金し、LPが米国の適切な税務当局へ納付します。お客様は、米国税法に基づき徴収された金額を、ご自身の口座から確認することができます。

8. 取引の停止および中断

- a. いかなる時点においても、
 - i. 取引所において原資産の取引が停止または中断された場合、
 - ii. または、関連指数の取引を制限する取引所において取引が停止・中断され、その結果 Ultima Markets が原資産の価格を特定できない場合、当社は、当該停止・中断の直前に行われた最終取引価格を原資産の価格として採用します。
- b. 取引の停止が5営業日を超えて継続した場合、Ultima Markets は当社独自の裁量により、お客様のポジションの全てまたは一部を強制決済することがあります。この場合、Ultima Markets は誠実な判断に基づき、当該契約の決済日および決済価格（原資産価格 × 契約数）を決定するものとします。
- c. 取引制限や停止、中断が発生している期間中、Ultima Markets は影響を受ける原資産の価格を調整する権利を常に有します。

9. 変更、譲渡および解約

9.1. 変更

- a. 本契約の条項および本契約に基づく取引は、Ultima Markets によりいつでも変更される場合があります。当社は、当該変更についてお客様に通知するものとします。お客様は、以下のいずれか早い時点で、当該変更拘束されるものとします。
 - i. Ultima Marketsがお客様に通知を発してから10日が経過した時点
 - ii. 変更後にお客様が注文を発注した時点
- b. その他の変更は、Ultima Markets とお客様との間で書面により合意されなければなりません。
- c. いかなる場合も、両当事者は相手方の名義で義務を負うこと、または相手方の知的財産を無断で使用することはできません。本契約で明示的に規定されている場合を除き、以下の行為を禁じます。
 - i. 相手方の事前の書面による承認なく、その名称や知的財産を使用すること
 - ii. 相手方と提携している、または代理権を有していると称すること

9.2. 変更

お客様は、Ultima Markets の事前の書面による同意なく、本契約に基づく権利または義務を譲渡、移転、売却し、またはその他の方法により処分してはなりません。一方、Ultima Markets は、お客様の同意なく、本契約に基づく権利または義務を他の当事者に移転することができるものとし、これには、Ultima Markets の事業の全てまたは一部を他の個人または法人に売却または譲渡する場合がありますが、これらに限られません。

9.3. 解約

- a. 本契約は、相手方に対する書面による通知により、お客様または Ultima Markets のいずれも直ちに終了させることができます。ただし、いずれの当事者による終了も、それ以前に行われた注文またはその他の取引に影響を及ぼすものではなく、本契約または注文から生じる未履行の義務を免除するものでもありません。
- b. Ultima Marketsが以下のいずれかの事実を認識し、またはそのように信じるに足る理由がある場合、Ultima Markets は、お客様への通知をもって本契約を直ちに終了させることができます。
 - i. お客様が虚偽または誤解を招く情報を当社に提供した場合
 - ii. お客様がマネーロンダリングまたはテロ資金供与に関与、もしくは加担している場合
 - iii. お客様が法執行機関や規制当局による公式な捜査対象となっている場合
 - iv. お客様が不審取引行為を行っている場合
 - v. 異常な取引状況が存在する場合
 - vi. 当社の管理の及ばない理由により関連する市場情報を入手できず、関連する注文について価格を提示できない場合
 - vii. お客様が証券投資事業法（Securities Investments Business Law）における「インサイダー情報」を保有している可能性がある場合
 - viii. デフォルト事由が発生した場合
 - ix. お客様に関して支払不能事由（Insolvency Event）が発生した場合、Ultima Markets は当社独自の裁量により、お客様への通知をもって本契約を直ちに解除できるものとします。この場合、Ultima Markets は、本契約に定める義務、または本契約に基づき予定される取引から生じる一切の義務（既に発注済みの注文に関する義務を含む）を免除されるものとします。
- c. 本契約の終了後2日以内に、お客様は、Ultima Marketsの書面による指示に従い、Ultima Marketsから受領した全ての資料を返却または廃棄するものとします。各当事者の支払義務、引渡義務および資料の廃棄義務は、本契約の終了後も存続するものとします。

10. 債務との相殺

- a. Ultima Marketsが有するその他の権利に加え、お客様はUltima Marketsに対し、以下の行為を行うことを許可するものとします：
 - i. Ultima Marketsが受領した、またはお客様に代わって Ultima Markets が保有する金銭を、お客様が Ultima Markets またはその代理人に対して負担する未払金の支払いに充てるため、充当、振替、振替計上、適用、または支払うこと。これには、お客様に代わって行われた取引において生じた未払金の支払いへの充当を含みます。
 - ii. お客様から当社に支払われるべき金額、およびお客様から（またはお客様に代わって）Ultima Markets が受領した金額（預入金や追加証拠金として受領した金銭を含みますが、これらに限定されません）を相殺すること。Ultima Markets は、相殺の対象となる金額の充当について、当社独自の裁量により決定することができます。
- b. 本契約に基づきお客様が Ultima Markets に対して行う支払いは、相殺、反訴、または条件を付すことなく、また、適用法令により控除または源泉徴収が義務付けられている場合を除き、税金その他の理由による控除または源泉徴収を行うことなく行わなければなりません。
- c. お客様が支払うべき金銭から税金を源泉徴収する必要がある場合、または本契約に関連してお客様の要請に基づき行われた支払いについて Ultima Markets が納税義務を負う場合、お客様は当該 Ultima Markets を補償（免責）することに同意し、かつ、源泉徴収や控除、または納税が行われなかった場合に Ultima Markets が受領していたであろう全額（純額）と同等の金額を Ultima Markets が確実に受領できるよう、必要な追加金額を支払うことに同意するものとします。
- d. お客様が預託した預託金または追加証拠金は、本契約に基づくお客様の義務、およびUltima Marketsとお客様との間のその他の口座に関して生じる義務が全て完全に履行されるまで、返還期限が到来しないものとします。それまでの間、当該預託金または追加証拠金は、Ultima Marketsがお客様に対して負う債務を構成せず、お客様は当該資金の返還を受ける権利を有しないものとします。
- e. 本契約が終了した場合、お客様およびUltima Marketsは、相互に有する請求権がクローズアウト・ネットティングにより最終的に清算されることに合意するものとします。Ultima Marketsは、影響を受ける各注文のクローズアウト価額を当社独自の裁量により決定するものとします。いずれか一方の当事者が支払うべき最終金額は、当事者双方の支払義務の差額とします。

11. マイナス残高保護

Ultima Marketsの取引システムは、通常の市場状況下での取引において、お客様がマイナス残高に陥ることを防ぐための安全策が組み込まれています。

すべてのお客様に証拠金モニタリング機能が提供されています。この機能は、証拠金維持率が必要証拠金の100%を下回った場合に作動します。100%を下回った場合、マージンコールが発動され、50%の水準に達するまで維持されることがあります。維持率が50%以下となった場合、Ultima Markets は、お客様が取引している特定の銘柄の取引時間を考慮し、最も含み損の大きいポジションから順に、未決済ポジションの強制決済を開始するものとします。ポジションは現在の市場価格で自動的に決済されます。お客様はリスク管理の目的で、個人ごとの制限を設定することができます。

「マーケットギャップ」によりお客様の残高がマイナスとなった場合、お客様はUltima Marketsのサポートチームに連絡する必要があります。Ultima Markets はお問い合わせ内容を精査し、通常の取引活動において発生したマイナス残高については、当社独自の裁量により、当該マイナス分を補填（クレジット付与）する場合があります。なお、本ポリシーは個人のお客様のみを対象としています。

お客様には、リスク管理の推奨手法として、取引口座において常に適切な証拠金水準を維持していただくことが求められます。

注：本方針の規定は、以下の場合には適用されません。

- a. 不可抗力事由。これには、天災、戦争、テロ、悪意のある破壊行為、内乱、労働争議、市場における異常事態、または政府もしくは超国家機関・当局による規制・措置のうち、当社の判断において、お客様の注文に関連する秩序ある市場形成を妨げると判断される事象が含まれます。
- b. 異常な市場状況、または異常な市場変動・ボラティリティが生じた場合
- c. 当社が、当社独自の裁量により、当該マイナス残高がお客様の取引活動とは無関係であると判断した場合（例：デビット額が当社の手数料または諸費用に関連する場合など） 当該マイナス残高が、本契約におけるお客様による条項違反
 - ・ 当該マイナス残高が、直接的か間接的かを問わず、お客様による本契約のいずれかの条項への違反、または市場規則の違反（お客様の出身国、居住国、あるいはその他の国の法律を含みますが、これらに限定されません）に起因または関連する場合

マイナス残高の口座 — Ultima Marketsは、当社の利用規約またはその他の規定に基づき、お客様とUltima Marketsとの間の未払い金額の相殺を行うため、お客様が当社に保有する他の全口座（権限付与利用者によって入金・管理されている資金を除く）の残高（共同口座を含む）を合算する権利を有します。これは、本条項に定めるマイナス残高保護規定を適用する前に、当該口座間での相殺等によりマイナス残高を解消、または減少させることを目的としています。

12. マイナス残高保護

- a. お客様は、お客様の過失または故意の不正行為、お客様による法令違反、本契約の条項の違反、またはデフォルト事由の発生に起因または関連して生じる、あらゆる性質の責任、請求、費用、（合理的な弁護士費用、ならびに訴訟に関連して発生したあらゆる手数料および経費を含むが、これらに限定されない）について、Ultima Marketsを補償し、免責するものとします。
- b. お客様は、また、本契約の条項の執行に際して Ultima Markets が被ったすべての損害、費用および経費（合理的な弁護士費用および経費を含む）を、速やかに Ultima Markets に支払うことに同意するものとします。
- c. Ultima Marketsは、支払いの誤り、または資金がお客様の指定口座に到達するまでの遅延に起因して生じた遅延、手数料、または損失について、一切の責任を負いません。お客様は、かかる誤りに起因して Ultima Marketsが被った損失または手数料について、Ultima Marketsを補償し、その責任を負うことに同意するものとします。
- d. Ultima Marketsは、第三者の作為または不作為に起因してお客様が被った直接的、間接的、または結果的な損害（逸失利益を含む）について、いかなる状況においても責任を負いません。
- e. 本契約のいかなる規定も、お客様が有する法的権利に基づき Ultima Markets がお客様に対して負う可能性のある責任を制限または排除することを意図するものではありません。
- f. デフォルト事由に起因する損失の算定または軽減にあたり、Ultima Marketsは以下の権利を有するものとします。
 - i. 未決済の契約を決済することにより、未決済ポジションを確定、解消、取消し、無効化、修正、または決済すること。
 - ii. 未決済注文の評価日を指定すること。
 - iii. 未決済注文の価値を算出するために用いる手法を指定すること。
 - iv. Ultima Marketsが、自社の正当な利益を保護するために合理的に必要であると判断したその他の措置を講じること。
- g. 本第12条に基づくお客様の義務は、本契約の解約後も存続するものとします。

13. 電子認証に関する利用条件

- a. お客様は、Ultima Markets がお客様の身元および信用状態を確認するために、電子データベースの検索および信用情報機関への照会を行う権利を有することを了承し、これに同意するものとします。かかる調査が行われた場合、Ultima Markets は、適用されるすべての法令に従い、当該調査の内容および結果に関する記録を保持できるものとします。
- b. Ultima Marketsは、適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策法の要件に従い、お客様から収集した情報および取引情報を当局または第三者へ提供することがあり、その際にお客様へ通知する義務を負わないものとします。Ultima Markets は、当社が必要または適切と判断する範囲において、お客様が不正な取引に関与していないかを確認するための調査（制限リストや取引禁止者・国リストとの照合等）を実施できるものとします。
- c. Ultima Marketsが収集した個人情報は機密情報として扱われ、データ保護法によって保護されています。
- d. Ultima Marketsは、お客様の個人情報を、ウェブサイトにて入手可能なプライバシーポリシーに従って取り扱います。
- e. Ultima Marketsは、お客様から受け取った情報、およびお客様がUltima Marketsのサービスの利用に関連して提供、作成、入力、または開発した資料および／またはデータの機密性を維持するために、合理的な予防措置を講じます。しかしながら、かかる情報、資料および／またはデータはインターネットを通じて提供される可能性があるため、お客様は、Ultima Marketsが当該情報、資料および／またはデータの機密性が継続的に保持されることを保証できないことをここに承認し、これに同意するものとします。
- f. お客様は、第三者がお客様に関する機密情報を受け取るリスクを承知の上で、特に、Ultima Markets に対して提供されることを意図したお客様からの通信、またはお客様に対して提供されることを意図した Ultima Markets からの通信を、第三者が傍受、アクセス、監視、または受領したことに起因するいかなる請求についても、Ultima Markets を免責し、補償するものとします。
- g. お客様は、Ultima Marketsが、お客様の氏名その他のお客様に関する個人情報および財務情報、ならびに権限付与利用者に関する関連情報を、当社の従業員、担当者、役員、代理人、紹介ブローカー、関連会社、ならびに政府機関もしくは自主規制機関、インターネットサービスプロバイダー、またはその他の第三者の代理人もしくはサービスプロバイダーに対し、Ultima Marketsのサービスの提供、運営、管理または維持に関連する目的、もしくは適用法令を遵守する目的で開示する場合があることを認め、これに同意するものとします。
- h. 異なる国に所在する当事者間での通貨送金には固有のリスクが伴うため、Ultima Marketsは、マネーロンダリングやテロ資金供与に関与したり、これらを助長したりしないよう、適切な措置を講じています。法執行機関および規制当局は、適用されるすべてのマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に関する法令の遵守を確認するため、Ultima Marketsが保有するお客様情報および業務記録を定期的に検査し、その写しの提出を求める場合があります。
- i. お客様は、然るべき事由がある場合、Ultima Markets が保有するお客様に関するすべての通信内容および情報が、法執行機関や規制当局に対して開示・閲覧される可能性があることを十分に認識し、了承するものとします。さらに、お客様は、適用されるすべてのマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に関する法令を遵守することに同意するものとします。これには、Ultima Markets との間で行われる取引において、お客様が代理する委託者（本人）の身元について、十分な確認書類を入手する義務が含まれますが、これに限定されません。

14. 電子認証に関する利用条件

- a. Ultima Marketsは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CTF）関連法に基づき、お客様へサービスを提供する前に、身元確認（本人確認）を行う義務を負います。電子的本人確認により、Ultima Marketsは電子ツールや外部データソースを用いて、迅速にお客様の身元を確認することが可能となります。
- b. お客様の本人確認を電子的に行うため、Ultima Marketsは、お客様の詳細情報（氏名、住所、生年月日等）および身分証明書情報の提供を求めるものとします。
- c. 本利用規約に同意することにより、お客様は以下の事項に同意するものとします。
 - i. Ultima Marketsは、前述のオンライン本人確認（eKYC）を目的として、お客様の個人情報を利用および開示する場合があります。
 - ii. お客様が自身の身元について虚偽または誤解を招く情報を提供することは、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策に関する法律における犯罪行為（処罰の対象）となります。

15. 紛争解決

- a. 本契約に基づく苦情の処理方法の詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。お客様は、当社の社内外の紛争解決手続きが、苦情の決定を執行するために他の関連する管轄区域において訴訟手続きを開始する当社の権利を妨げるものではないことを了承するものとします。

16. 通知および連絡

- a. Ultima Marketsは、お客様の承諾を得た範囲内で、本契約に基づく通知をお客様またはお客様の承認代理人（Authorised Person）に送付できるものとします。
- b. 本契約に別段の定めがない限り、本契約に関連するすべての通知、証明書、同意、承認、権利放棄、およびその他の連絡は、以下の通りとします。
 - i. 当社が随時指定する電子メールまたはその他の方法により送付されること。
 - ii. 送信者（個人の場合）または送信者の権限を有する役員によって署名または発行されていること。
 - iii. 送信者が配信不能を知らせる自動メッセージを受信しない限り、送信時点で受信されたものとみなされます。
- c. 通知の中に、それより後の時刻が指定されている場合を除き、通知は受領された時点から効力を生じるものとします。

17. 準拠法

本契約は、モーリシャスの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。両当事者は、モーリシャスの裁判所の非専属的管轄権に従うことに取消不能な形で合意するものとします。

18. 分離可能性

- a. 本契約のいずれかの条項が無効、違法または執行不能である場合でも、その条項は、当該無効性、違法性または執行不能性の限度においてのみ効力を失うものとし、その他の条項には影響を及ぼさないものとします。
- b. お客様の本契約に基づく義務を変更し、その結果として Ultima Markets の権利、権限、または救済措置に悪影響（遅延または延期を含みます）を及ぼす現在または将来の法令は、その除外が法律により禁止または無効とされる場合を除き、本契約の適用対象外とします。

19. 追加措置

- a. 本契約は、各当事者が署名した複数の複本（写し）をもって構成される場合があります。その場合、署名済みの各複本を合致させて1つの証書とみなすものとします。
 - b. お客様は、以下の目的のために Ultima Markets が合理的に要求する事項（同意の取得、署名、書類の提出、および書類の作成・署名の手配等）をすべて履行することに同意するものとします。
 - i. お客様、および本契約の拘束対象となることが意図されている第三者を法的に拘束するため。
 - ii. お客様が本契約を遵守しているかを確認するため。
- 本契約の英語版と日本語版との間に相違または不一致がある場合には、英語版を優先するものとします。